

中期目標期間（平成 30 年度～令和 4 年度）における業務
の実績に関する評価（ポイント）
（農業信用保険業務）

◎ 当基金の中期目標期間（平成 30 年度～令和 4 年度）における業務の実績に関する主務大臣の評価結果は、以下のとおり。

- 1 中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められ、総合評価は A。
- 2 その理由としては、
 - ① 定量的指標による評価項目については、各目標値の達成度合が全て120%以上となっている
 - ② 定性的な評価項目については、各業務において、法人が独自に取り組み、一定の成果があったと認められる項目が多数見られ、全体として、所期の目標を上回る水準の取組を行っている
 - ③ 特に重大な業務運営上の課題は検出されていないことから、全体として順調な組織運営が行われている。
- 3 項目別では、Aが15項目、Bが20項目、評価の対象外が4項目。
- 4 農業信用保険業務は、A評価となった。

項目別の実績と評価の概要

① 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

【重要度：高】

- ・ コロナ禍において、ウェブ会議システムを活用するなどして基金協会と一体となり、融資機関等に対し制度説明を実施。
- ・ 令和２年度に助成事業を見直し、基金協会に対して、普及推進等の活動を促すための助成を実施。



- ・ 主務大臣の評価はB（自己評価はB）

② 適切な保険料率・貸付金利の設定 【重要度：高】

- ・ 信用リスクに応じた保険料率の導入について、中期目標で指示されている期限より２年以上早く導入し、引き受けた全案件に適用。
- ・ 次期中期目標期間で各資金の収支状況、資金間の収支バランスを踏まえたより望ましい保険料率体系を確実に導入できるよう、その導入に向けた検討課題の論点整理を、前倒しして令和４年度中に行い、基金協会と情報を共有。



- ・ 主務大臣の評価はA（自己評価はA）

③ 保険事故率の低減に向けた取組

- ・ 中期目標期間中の保険事故率は、令和４年度末で0.09%であり、定量的指標（0.15%以下）の達成度合が120%以上。

- ・ 基金協会に対し、事故率の低減に向けた取組への助成事業を令和２年度から実施し、保険事故率の低減に向けた方策の拡充として、大口保険保証の引受条件等内部基準を設定し、令和４年度から適用。



- ・ 主務大臣の評価はA（自己評価はA）

④ 求償権の管理・回収の取組

- ・ 令和２年度に基金協会に対する助成事業の見直しを行い、同事業を活用してサービサーへの回収委託などの効率的な求償権の管理・回収の取組が各基金協会の実態等に応じて強化。



- ・ 主務大臣の評価はA（自己評価はA）

⑤ 事務処理の適正化及び迅速化

- ・ 大口保険引受案件の事前協議について、利用者の手続面での負担軽減のため、事前協議の対象範囲を見直し、審査の迅速化につながる取組を実施。
- ・ 令和４年３月に審査事務の適正化のため、新たに作成したマニュアルに基づく評価シートを活用して基金協会と審査の着眼点についての認識を共有。



- ・ 主務大臣の評価はA（自己評価はA）

独立行政法人農林漁業信用基金の
中期目標期間（平成 30 年度～令和 4 年度）
に係る業務の実績に関する評価書

財務省
農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法 期間実績評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人農林漁業信用基金			
評価対象事業年度	年度評価	第4期中期目標期間		
	中期目標期間	平成30～令和4年度		

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 宮田 龍栄
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 神田 宜宏
主務大臣		財務大臣（農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共管）		
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 芹生 太郎
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 阪井 聡至

3. 評価の実施に関する事項	
・ 7月26日：第4期中期目標期間の業務実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング	
・ 7月31日：第4期中期目標期間の業務実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取	

4. その他評価に関する重要事項	
・ 該当なし	

様式 1－1－2 農林漁業信用基金 期間実績評価 総合評価様式

1. 全体の評価		
評価 （S、A、B、C、D）	A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	（参考：見込評価）
		A
評価に至った理由	項目別評価は39項目のうち、Aが15項目、Bが20項目、評価の対象外が4項目となっており、全体として所期の目標を上回る取組を行っている。また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づきAとした。	

2. 法人全体に対する評価		
法人全体の評価	定量的指標による評価項目については各目標値の達成度合が全て120%以上となるとともに、定性的な評価項目については、例えば、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会が行う求償活動への助成事業を実施するなど、各業務において、法人が独自に取り組み、一定の成果があったと認められる項目が多数見られることにより、全体として、所期の目標を上回る水準の取組を行っているとして評価する。 また、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。	
全体の評価を行う上で 特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など		
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし	
その他改善事項	該当なし	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし	

4. その他事項		
監事等からの意見	特になし	
その他特記事項	・独法評価有識者会議農林漁業信用基金部会の有識者より、一部の定量的な目標設定（第2－2）について、今後も20%以上の一般管理費の抑制を課すとなると、事業の質の低下をもたらすのではないかと意見が出された。	

期間実績評価 項目別評定総括表（主務大臣評価）

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調査No	備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	見込 評価	期間実 績評価		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		B	B	B	B	B	A	A		
1 農業信用保険業務		B	B	B	B	B	A	A	第1-1	P 4
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組【重要度：高】		B○	B○重	B○重	B○重	B○重	B○重	B○重	第1-1-(1)	P 6
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】		B○	A○重	B○重	B○重	B○重	A○重	A○重	第1-1-(2)	P10
(3) 保険事故率の低減に向けた取組		B	B	A	A	A	A	A	第1-1-(3)	P16
(4) 求償権の管理・回収の取組		B	B	A	A	A	A	A	第1-1-(4)	P21
(5) 利用者のニーズの反映等		B	B	B	B	B	B	B	第1-1-(5)	P23
(6) 事務処理の適正化及び迅速化		B	B	B	A	B	A	A	第1-1-(6)	P25
2 林業信用保証業務		B	B	B	A	A	A	A	第1-2	P28
(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組		B	B	B	B	B	B	B	第1-2-(1)	P30
(2) 適切な保証料率の設定【重要度：高】		B○	B○重	B○重	A○重	A○重	A○重	A○重	第1-2-(2)	P33
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組		B	B	B	A	S	A	A	第1-2-(3)	P36
(4) 求償権の管理・回収の取組		B	B	B	B	B	B	B	第1-2-(4)	P39
(5) 利用者のニーズの反映等		B	B	B	B	A	B	B	第1-2-(5)	P41
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証		B	B	B	A	A	A	A	第1-2-(6)	P43
(7) 事務処理の適正化及び迅速化		B	B	B	B	A	B	B	第1-2-(7)	P45
3 漁業信用保険業務		B	B	A	B	B	A	A	第1-3	P48
(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定【重要度：高】		B○	B○重	A○重	B○重	B○重	A○重	A○重	第1-3-(1)	P50
(2) 保険事故率の低減に向けた取組		B	B	A	A	A	A	A	第1-3-(2)	P53
(3) 求償権の管理・回収の取組		B	B	A	A	A	A	A	第1-3-(3)	P56
(4) 利用者のニーズの反映等		B	B	B	B	B	B	B	第1-3-(4)	P58
(5) 事務処理の適正化及び迅速化		B	B	B	B	B	B	B	第1-3-(5)	P60
4 農業保険関係業務		B	B	B	B	B	B	B	第1-4	P63
(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映		B	B	B	B	B	B	B	第1-4-(1)	P64
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施		B	B	B	－	B	B	B	第1-4-(2)	P66
5 漁業災害補償関係業務		B	B	A	A	A	A	A	第1-5	P68
(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映		B	B	B	B	B	B	B	第1-5-(1)	P69
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施		－	－	A	A	A	A	A	第1-5-(2)	P71

（注1）評価は、「第1-1-（3）保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-（3）代位弁済率の低減に向けた取組」「第1-3-（2）保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」を除き定性評価である。
「第1-1-（3）保険事故率の低減に向けた取組」、「第1-2-（3）代位弁済率の低減に向けた取組」、「第1-3-（2）保険事故率の低減に向けた取組」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」については、中期目標期間で達成の可否を判断する項目であるため、見込評価、期間実績評価及び5年目の年度評価では定量で評価し、それ以外の場合は定性評価とする。

（注2）重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付している。

（注3）第1の評定については、当該大項目を構成する5つの中項目のうち、4項目でA、1項目でBとなり、重要度：高とした小項目を含む3つの中項目のうち、3項目ともAとなったため、Aとした。
（4項目×3点+1項目×2点+3項目×3点）／（5項目×2点+3項目×2点）=143.75%

第2の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、3項目でA、1項目でBとなったため、Bとした。（3項目×3点+1項目×2点）／（4項目×2点）=137.5%

第3の評定については、当該大項目を構成する8つの中項目のうち、実績のない3項目を除き、5項目でBとなったため、Bとした。（5項目×2点）／（5項目×2点）=100%

第4の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち実績のない1項目を除き、1項目でA、2項目でBとなったため、Bとした。（1項目×3点+2項目×2点／3項目×2点=116.7%）

法人の総合評価については、大項目4つのうち、2項目でA、2項目でBとなり、重要度：高とした小項目を含む1つの大項目がAであったため、Aとした。（2項目×3点+2項目×2点+1項目×3点）／（4項目×2点+1項目×2点）=130%

※評価基準に基づき算定。

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調査No	備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	見込 評価	期間実 績評価		
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		B	B	B	B	A	A	A		
1 事業の効率化（平成29年度対比5％以上の事業費の削減）		B	B	B	B	A	A	A	第2-1	P73
2 経費支出の抑制（平成29年度対比20％以上の一般管理費の抑制）		B	B	B	B	A	A	A	第2-2	P75
3 調達方式の適正化		B	B	B	A	A	A	A	第2-3	P78
4 電子化の推進		B	B	B	B	A	B	B	第2-4	P81
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		B	B	B	B	B	B	B		
1 財務運営の適正化		B	B	B	B	B	B	B	第3-1	P83
2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		B	B	B	B	B	B	B	第3-2	P86
3 決算情報・セグメント情報の開示		B	B	B	B	B	B	B	第3-3	P89
4 長期借入金 の条件		－	－	－	－	－	－	－	第3-4	P90
5 短期借入金の限度額		－	－	B	B	－	B	B	第3-5	P91
6 不要財産の処分に関する計画		－	－	B	B	B	B	B	第3-6	P92
7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画		－	－	－	－	－	－	－	第3-7	P94
8 剰余金の使途		－	－	－	－	－	－	－	第3-8	P95
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		B	B	B	B	B	B	B		
1 施設及び設備に関する計画		－	－	－	－	－	－	－	第4-1	P96
2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		B	B	B	B	B	B	B	第4-2	P97
3 積立金の処分に関する事項		B	B	B	B	B	B	B	第4-3	P100
4 その他中期目標を達成するために必要な事項		B	B	B	A	A	A	A	第4-4	P102
(1) ガバナンスの高度化		B	B	B	A	A	A	A	第4-4-(1)	P103
(2) 情報セキュリティ対策		B	B	B	B	B	B	B	第4-4-(2)	P107
別紙	1. 中期計画の予算等（平成30年度～令和4年度）	2. 業務収支（平成30年度～令和4年度）								

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1	農業信用保険業務

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
農業信用保険業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	
(1)	融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	(第1―1―(1) 参照)	予算額（千円）	27,216,555	25,905,763	26,421,390	26,252,062	26,371,908
(2)	適切な保険料率・貸付金利の設定	(第1―1―(2) 参照)						
(3)	保険事故率の低減に向けた取組	(第1―1―(3) 参照)	決算額（千円）	21,652,333	21,755,048	21,563,897	21,682,207	21,457,944
(4)	求償権の管理・回収の取組	(第1―1―(4) 参照)						
(5)	利用者のニーズの反映等	(第1―1―(5) 参照)	経常費用（千円）	3,219,733	3,270,132	8,025,262	3,468,216	2,967,850
(6)	事務処理の適正化及び迅速化	(第1―1―(6) 参照)						
			経常収支（千円）	2,804,602	3,156,208	△3,080,202	1,613,911	1,779,199
			行政コスト（注）（千円）	△2,764,435	3,270,175	8,026,770	3,468,216	2,967,993
			従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	※108

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-1-(1) 参照) (2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1-1-(2) 参照) (3) 保険事故率の低減に向けた取組 (第1-1-(3) 参照) (4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-1-(4) 参照) (5) 利用者のニーズの反映等 (第1-1-(5) 参照) (6) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-1-(6) 参照)	第1-1-(1)～(6)を参照。	同左	同左	評価：A 4項目についてA、2項目についてBとしたことから、中項目「1 農業信用保険業務」についてはA評価とする。	評価 A ＜評価に至った理由＞ 6つの小項目のうち、4項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた2項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）の、1項目（（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）でA、1項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組）でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「1 農業信用保険業務」についてはA評価とする。 （4項目×3点+2項目×2点+1項目×3点+1項目×2点）／（6項目×2点+2項目×2点）=131.3% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い2項目（（1）	評価 A ＜評価に至った理由＞ 6つの小項目のうち、4項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた2項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）の、1項目（（2）適切な保険料率・貸付金利の設定）でA、1項目（（1）融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組）でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「1 農業信用保険業務」についてはA評価とする。 （4項目×3点+2項目×2点+1項目×3点+1項目×2点）／（6項目×2点+2項目×2点）=131.3% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、	

					融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、(2)適切な保険料率・貸付金利の設定)については、ウエイトを2倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	D:0点とし、重要度が高い2項目((1)融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組、(2)適切な保険料率・貸付金利の設定)については、ウエイトを2倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －
--	--	--	--	--	---	---

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(1)	農業信用保険業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数	－	のべ252機関 期中増19機関	のべ267機関 期中増17機関	のべ272機関 期中増7機関	のべ275機関 期中増5機関	のべ277機関 期中増5機関	のべ280機関 期中増3機関	
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況	－							
農業団体等関係機関との意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回	6回	7回	
銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換	（参考情報欄に記載）	16回	30回	14回	2回	2回	1回	H30～R元年度の指標：年20回以上、 R2～4年度の指標：基金協会から要請のあったもの全て

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
					評価	B	評価	B
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数 <評価の視点>	<主要な業務実績> ○ 制度の普及推進・利用促進のため、基金協会とともに、融資機関等への説明を49回（平成30年度～令和4年度累計）実施したほか、農業団体等関係機関への説明を28回（平成30年度～令和4年度累計）実施し、幅広く意見交換を行った。 ○ 令和元年度の融資機関等への説明では、制度の利用促進に一層の効果が出るよう、融資機関向け動向調査の実施により、説明相手方を農業融資への関心を示す融資機関に重点化したほか、内容面の充実を図り、制度説明のみならず、各県域の融資機関による農業融資の取組や、審査のポイント、保険事故の事例など、幅広い情報交換を実施した。 ○ なお、令和2年度から4年度までにおいては、コロナ禍のため直接融資機関を訪問しての説明はできなかったが、融資機関からの照会に対する説明資料の送付やウェブ会議等の現地訪問以外の手法も積極かつ柔軟に活用して、コロナ禍においても基金協会と一体となって制度の普及推進・利用促進が図られるよう取り組み、基金協会が主催した県下融資機関等を対象としたウェブ会議及び現地会議に出席し、制度説明を行った。	<自己評価> 評価：B 制度の普及推進・利用促進のため、基金協会とともに、融資機関や農業団体等関係機関への説明を実施し、幅広く意見交換を行った。 現中期目標期間の初年度である平成30年度の取組を踏まえ、農業融資への関心を示す融資機関に重点化するなど、制度の利用促進に一層の効果が出るよう改善した。 コロナ禍において、ウェブ会議システムを活用するなど	評価	B	評価	B
1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極	1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極				<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数（平成28年度末までの実績：のべ234機関） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（意見交換回数等） <想定される外部要因> ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との保証契約は、信用基金が直接契約を締	的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数	農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進しているか	○ この他、基金協会の創意工夫による普及推進等の活動を促進するため、基金の助成事業の見直しを以下のとおり行い、見直しを行った助成事業に基づく助成を、令和2年度から行っている。 ・ 制度の普及推進・利用促進には、 ① 基金自身の取組だけではなく、各都道府県の現場で利用者と直接に接する基金協会の活動が重要であること、 ② 基金協会側からの要請があることを踏まえ、従前からの助成事業を拡充等することとしたものである。 ・ 具体的には、各基金協会が行う普及推進等のための活動に要する経費（例えば、訪問に要する移動経費、パンフレット・ホームページの作成経費など）に対し、幅広く助成対象にするとともに、債務保証の引受実績等に応じて助成を行うなど、基金協会がそれぞれの実態等に応じて柔軟に活動を展開できるようにしたところ。 ・ 近年、基金協会は、低金利下での運用益の減少等による財政面での制約等から、十分な活動が行えない状況にあるが、本助成事業により、今後、各基金協会は、より積極的に普及活動等が展開できるようになることから、制度の利用促進に大きく貢献しうものと考えている。 ○ 保証契約の締結状況については、平成30年度から令和4年度までの累計で、のべ32基金協会において、新たに37融資機関と保証契約を締結したところ。（令和4年度末時点でのべ280融資機関と契約。）	して基金協会と一体となって制度の普及推進・利用促進を図るため、基金協会の取組予定を把握し、融資機関等に対して制度の説明を行った。 基金協会の創意工夫による普及推進等の活動を促すため、助成事業の見直しを行った。 以上のとおり、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> －		
--	---	---	---	--	--	--

結するものではなく、農業信用基金協会が締結するものであることや融資機関の経営方針及び農業融資への取組方針によっては契約に至らない融資機関も存在することから、評価において考慮するものとする。 【重要度：高】 ・ 法人経営体の増加や他産業からの参入などにより、農業者等の資金調達について、多様な融資機関が利用されるようになっていくことから、農業者等が選択した融資機関の業態に関わらず同等・同質の保証を円滑かつ適切に提供することが必要となっている。 信用基金・農業信用基金協会がそれぞれの役割を踏まえつつ、農業信用保証保険制度の保険業務を行う全国組織である信用基金が、農業信用基金協会と一体となって、銀行、信用金庫、信用組合等に対する農業信用保証保険制度の						
--	--	--	--	--	--	--

普及推進・利用促進の取組を行い、上記の保証契約の拡大等を図ることが重要であるため。						
---	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第1－1－(2)		農業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定							
2. 主な経年データ									
主要なアウトプット（アウトカム）情報									
指標等		達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）									
特定 資金	農業経営改善資金	－	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	年0.06%、 年0.13%又は 年0.18%	
	農業経営維持資金	－	年0.18%又は 年0.34%	年0.18%又は 年0.34%	年0.18%又は 年0.34%	年0.34%	年0.34%	年0.34%	
農業施設資金		－	年0.16%又は 年0.28%	年0.16%又は 年0.28%	年0.16%又は 年0.22%	年0.18%	年0.18%	年0.18%	
農業運転資金		－	年0.14%又は 年0.26%	年0.14%又は 年0.26%	年0.14%又は 年0.26%	年0.18%又は 年0.23%	年0.18%又は 年0.23%	年0.18%又は 年0.23%	
農家経済安定施設資金		－	年0.11%	年0.11%	年0.09%	年0.09%	年0.09%	年0.09%	
農家生活改善資金		－	年0.26%	年0.26%	年0.21%	年0.21%	年0.21%	年0.21%	

（注）上記のほかに、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
					評価	A	評価
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏ま	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏ま	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検は行われているか 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の導入に向けた取組は行われているか 基金協会に対する貸付金利は、適切な水	<主要な業務実績> ア 適切な水準の保険料率の設定 ○ 下記のとおり、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態を踏まえ料率算定委員会等における点検等を行い、リスクを勘案した適切な水準の保険料率を設定した。 i) 料率算定委員会を毎年度開催し、保険料率水準の点検及び見直しの検討を実施した。その結果は以下のとおり。 ○ 平成30年度の料率算定委員会（平成30年12月開催）の結果は以下のとおり。 a 保険料率水準の点検結果 ・ 農業経営改善資金及び農業経営維持資金については、収支均衡が見通される理論値（以下「収支均衡料率」という。）が現行保険料率を上回っているが、資金の政策性等を踏まえて、据置き。 ・ 農業運転資金については、収支均衡料率と現行保険料率が同水準であることから、据置き。 ・ 農業施設資金、農家経済安定施設資金及び農家生活改善資金については、収支均衡料率が現行保険料率を下回っており、資金全体の収支均衡料率との差が約2	<自己評価> 評価：A 保険料率算定委員会等において、毎年度、保険料率水準の点検等を行い、平成31年3月及び令和2年3月に業務方法書の認可を受け、保険料率の改正を行った。 適切な貸付金利については、市中金利等を考慮し、日本銀行が公表する預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率に設定した。 加えて、借入者の	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、適切な保険料率の設定に資する取組として、借入者の信用リスクに応じた保険料率の導入について、中期目標において指示した期限よりも早期に導入し（2年前倒して令和元年度に導入、2年度より適用中）、4年度も継続見込である。 このことにより、農業者の負担する保険料率の軽減効果が早期に		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、適切な保険料率の設定に資する取組として、借入者の信用リスクに応じた保険料率の導入について、中期目標において指示した期限よりも早期に導入し（2年前倒して令和元年度に導入、2年度より適用）、令和2年度以降も継続した。 このことにより、農業者の負担する保険料率の軽減効果が早期に発

え、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 <目標水準の考え方> ・ 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 ・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料	え、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。 検討に当たっては、取組を開始した平成27年度から蓄積された借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	準に設定されているか	割であることから、約2割の引下げ。 b 優遇料率（※1）及び災害特例保険料率（※2）についての検証 ① 優遇料率については、その適用による保険料収入減に係る負担が今後増加していくことが見込まれるため、借入者の信用リスクに応じた保険料率を速やかに導入して、これに代替えさせるべき、 ② 災害特例保険料率については、基金協会が行う保証料率の引下げ幅に応じて変動させ、また、激甚災害以外の災害にも適用する、 との結果となったことから、①優遇料率については令和2年4月から廃止、②災害特例保険料率については平成31年4月から基金協会が行う保証料率の引下げ幅等に応じて変動させるとともに激甚災害以外の災害にも適用することとした。 （※1）直近3期分の決算書等のデータを基にしてスコアリングを行い、一定の要件を満たす者を対象に適用。 （※2）激甚災害等の被災農業者が農業経営の再建を図る場合に適用。 ○ 令和元年度の料率算定委員会（令和元年11月及び2年1月開催）の結果は以下のとおり。 a 保険料率水準の点検結果（令和元年11月） 令和2年度からの信用リスクに応じた保険料率の導入に向け、基金協会を交えた議論の結果、 ① 農業近代化資金等について、デフォルト率に基づく信用リスクに応じた保険料率を導入し、保険料率区分を低・中・高の3区分とする、 ② 農業施設資金及び農業運転資金について、現行の平均適用料率より0.02%引下げる 等との合意が得られた。 当該合意に沿って設定する新たな保険料率の水準は、元年度理論値と近似値であり適当。 b 保険料率水準の点検結果等（令和2年1月） ・ 農業運転資金のうち家畜等購入育成資金は、近年事故率が低くなっていることを踏まえ、保証保険全体の収支均衡へ影響を及ぼさない範囲で、かつ、最も低位の料率とすることが適当。 ・ 融資保険については、従来の取扱いどおりとすることが適当。 ・ 住宅ローンと目的型ローン等との併せ貸し資金（※3）については、住宅ローン中心の貸付金であることから、住宅ローン単体の保険料率と同じ農家経済安定施設資金の保険料率を引き続き適用していくことは差し支えない。 （※3）他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残	デフォルト率に基づく信用リスクに応じた保険料率の設定については、借入者すべての財務データが揃えられ、デフォルト率の算定が可能であり、同一資金における公平性が確保される農業近代化資金等3資金について、中期目標で指示されている期限より2年前倒しし、令和2年度から導入した。これに伴い、基金の農業保証保険システムを改修して、導入以降に引き受けた全案件に適用した。 また、次期中期目標期間で資金の収支状況、資金間の収支バランスを踏まえたより望ましい保険料率体系を導入することとし、その体系の導入に向けた検討課題について、同委員会において論点整理を行い、基金協会と情報を共有することによって、将来的に継続的安定的な制度運営が可能となる財務基盤の確立に向けた道筋をつけた。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> 令和2年度～4年度の料率算定委員会では課題と整理した事項については、次期	発現しており、所期の目標を大きく上回って達成したと認められることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —	現しており、所期の目標を上回って達成したと認められることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —
---	--	-------------------	--	---	--	--

率の導入に向けて検討を進める。 検討に当たっては、蓄積した借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。 <目標水準の考え方> - デフォルト率の算定に当たっては、一定のデータ(財務データ、デフォルトデータ等)の蓄積が必要であり、取組を開始した平成27年度から蓄積されたデータを基に、計画的なシステム構築及び精緻化モデルの試行期間を踏まえると、最終年度までの導入が適当。 <想定される外部要因> - 借入者のデフォルトは、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、借入者の信用リ			債務の借換資金を、住宅の新築、購入、借換資金等の借入と併せて貸し付ける資金をいう。 ○ 令和2年度の料率算定委員会(令和2年12月開催)の結果は以下のとおり。 a 保険料率水準の点検結果 資金全体の現行保険料率(0.16%)と収支均衡料率(0.15%)が近似値であり、また、制度全体の安定性の観点から、現行保険料率で据え置くことが適当。 b 今後の課題として整理した事項 - 公庫転貸資金の大宗を占めるスーパーL資金は農業近代化資金より事故率が高く、青年等就農資金も相当事故率が高いことから、今後事故率の状況によっては、必要に応じて、独立した区分の保険料率を設定することも検討する。 - 個人向け住宅ローンの複数段階の保険料率設定に向けた検討については、全国統一保証審査システムの中でリスク計量化モデルが構築されることを待って検討することが適当。 ○ 令和3年度の料率算定委員会(令和3年12月開催)の結果は以下のとおり。 a 保険料率水準の点検結果 資金全体の現行保険料率(0.16%)と収支均衡料率(0.16%)が一致していることから、現行保険料率で据え置くことが適当。 b 今後の課題として整理した事項 - 信用リスクに応じた保険料率 「信用リスクに応じた保険料率」については、結果として料率のバランスが崩れる形となっており、このような料率体系を維持し続けることは、保険設計として望ましいものとは言えず、次の中期目標期間以降、より望ましい料率設定のあり方を検討する必要。 - 生活資金の保険料率 生活資金については、保険料率の引き下げを求める基金協会からの強い意見があり、今後の農業資金の保険料率の検討とセットで生活資金の料率検討を行う必要。 - 公庫転貸資金 公庫資金については、公庫が直接貸し付ければ保証料が不要であるにもかかわらず、JA等による転貸として基金協会保証とすることにより農業者に保証料負担が発生する構造となっているが、政策資金制度のあり方としてこれで良いのか。 - 銀行等案件 銀行等の融資案件については、JA系統の融資案件に比べて事故率も相当高くなっている。	中期目標期間において、各資金においてバランスのとれたより望ましい保険料率の設定を考えていきたい。		
--	--	--	--	---	--	--

スク評価の精緻化を行うために必要なデフォルトデータの蓄積が進まないことも想定されるため、評価において考慮するものとする。 【重要度：高】 ・ 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の設定の取組は、農業者等の経営努力を保証・保険料に反映するためのものであり、農業者等の自主性と創意工夫を活かした経営改善の取組を支援する重要なものであるため。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。			今後とも銀行等民間金融機関を含めて制度を安定的に活用することができるようにしていくため、事故事例の分析等を通じて、なぜ事故率が高いのか、どうすれば事故率をＪＡ系統の融資案件の水準まで引き下げていくことができるのか、などについて分析、検証していく必要。 ○ 令和４年度の料率算定委員会（令和４年１２月開催）の結果は以下のとおり。 a 保険料率水準の点検結果 例年実施することとされている保険料率の点検については、資金全体の現行保険料率（０．１５％）と収支均衡料率（３年度０．１６％、４年度０．１４％）がほぼ一致していることから、現行保険料率で据え置くことが適当としたが、毎年度の理論値を踏まえた保険料率見直しにとどまらず、保険料率体系全般を見直すことが必要と整理した。 b 今後の課題として整理した事項 主務省から４年８月に示された「独立行政法人農林漁業信用基金の業務・組織全般の見直し」の内容が次期中期目標に盛り込まれるものと想定し、保険料率体系全体の見直しとなることから、基金協会の理解を得るだけでなく、主務省との十分な協議が必要となり、また、経過措置期間が必要となる可能性があることも想定し、早期に検討が開始できるよう、その検討を行うに当たって議論の素材となる論点を整理する必要があると考え、令和４年度中に論点を整理した。 具体的には、従来の保険料率体系の分析を行った結果、資金全体での収支は取れているものの、「生活資金（農外事業資金を含む）、農業資金を合わせた資金全体で収支均衡を図っており、資金間の収支バランスが崩れている」ことなど、課題があることを認識した。 洗い出された従来の保険料率体系の課題に対し、早期に検討が進められるよう、①考えられるより望ましい保険料率体系の方向性及び②検討に当たって留意すべきと考えられる点について整理した。 c 銀行等案件の事故率に係る検証 ４年度に事故率データの分析、検証を行うとともに、基金協会（６協会）にヒアリングを行った。 今後は銀行等案件について保険事故率の低減を図るために有益な取組を基金協会に情報提供を行っていくことが必要。 d 災害特例保険料率に係る検証 災害特例保険料率については、第４期中期目標期間に各基金協会に浸透してきたものと考えられるが、基金協会の活用状況のバラつき等の課題を踏まえ、次期中期目			
---	--	--	--	--	--	--

			標期間において、より適確な運用となるよう制度を改善。 ii) 上記の料率算定委員会の結果については、農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html ○ 平成30年度及び令和元年度に行った保険料率の見直しは、以上の各委員会での議論を経た上で、平成31年3月20日及び令和2年3月25日にそれぞれ、これらを反映した改正業務方法書に対する主務省の認可を受け確定した。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率 ○ 借入者のデフォルト率に基づく信用リスクに応じた保険料率の設定については、借入者のすべての財務データが揃えられ、デフォルト率の算定が可能であり、同一資金における公平性が確保される農業近代化資金等3資金(※)について、中期目標で指示されている期限より2年前倒しし、令和2年度から導入した。 ※ 農業近代化資金、日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金(農業改良資金及び青年等就農資金を除く)並びに農業経営改善促進資金の3資金。 ○ なお、中期目標では、平成27年度から蓄積した与信データを基にした取組が定められているが、平成30年度までに蓄積された借入者の与信データに基づくシステム構築の可否を、システム開発業者4社に確認したところ、これまでに蓄積したデータだけではすべての農業者を網羅するモデルは構築できないとの見解が示された。これを受け、目標期間中に信用リスクに応じた料率の設計が着実に実現できるよう、基金協会や主務省と協議しながら、迅速に対応方向を見直し、上記の3資金についての導入を決定したところ。 ○ 上記について、令和2年1月に開催したリスク管理委員会及び3月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html ウ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」(ただし、令和4年度は「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」)における預入期間ごとの利率に2分の1			
--	--	--	--	--	--	--

			を乗じて得た利率を、引き続き適用した。			
--	--	--	---------------------	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－1－(3)		農業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組						
2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① （百万円）	－	1,755,368	402,440	820,102	1,212,829	1,593,063	1,974,054	
今期保険金支払額 ② （今期引き受けた案件のみ）（百万円）	－	668	3	60	289	594	1,266	
保険事故率（②÷（①× 保険てん補率））	中期目標期間中の 保険事故率： 0.15%以下	0.05%	0.00%	0.01%	0.03%	0.05%	0.09%	
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
(3) 保険事故率の 低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について	(3) 保険事故率の 低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について	＜主な定量的指標＞ ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、期中管理等の取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の事故率は0.09%であり、定量的指標（0.15%以下）を達成した。 ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。 ・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議529件（平成30年度～令和4年度累計） ・ 大口保険引受案件の事前協議1,171件（平成30年度～令和4年度累計）の全件 ・ 大口保険金請求案件の事前協議36件（平成30年度～令和4年度累計）の全件 ○ 研修会の実施 基金協会の保証審査能力の向上に資するため、平成30年8月、令和元年9月及び令和4年9月に基金協会向けの研修会を開催した。なお、令和2年度及び令和3年度は、コロナ禍のため開催を中止した。 ○ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議の見直し 基金協会との保証要綱等の協議について、令和2年4月から、①全国統一の融資要項における最終償還時年齢や貸付上限額等の条件と同一（条件を強化する場合を含む。）、②各保証要綱等の表記の統一、③大勢に影響のない表記の変更等の	＜自己評価＞ 評価：A 中期目標期間中の保険事故率は、令和4年度末で0.09%であり、定量的指標（0.15%以下）の達成度合が120%以上となった。 保険事故率が抑制されるよう、基金協会との事前協議等を確実に実施したほか、部分保証等の効果検証や、要管理先案件等について基金協会等と連携して状況把握を行った。 これらに加えて、基金協会に対し、事故率の低減に向けた取組への助成事業を令和2年度から実施し、基金協会が、より	評価	A	評価	A
					＜評価に至った理由＞ 本項目は定量評価項目であり、保険事故率の目標値の達成度合が120%以上であることから、「A」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －		＜評価に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険事故率の低減に資する取組として、令和2年度以降、法人が独自に、①これまでの事故事例を分析し、引受段階から期中管理段階までの教訓を整理したカルテを作成して各基金協会に共有するとともに、②各基金協会の期中管理等の活動への助成事業（例えば、基金協会が、延滞中の借入者や償還条件変更等に関する融資機関との協議を実施する際に活用）を実施した。 このことにより、定量評価においても保険事	

確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率（直近5年の平均実績：0.15%） <想定される外部	確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、農業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会等が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期		場合は、協議ではなく通知による処理とした。 さらに、現在の保証要綱等の制定・改正の内容が、全国統一の融資要項と同一（同等、条件強化）の場合等における信用基金への「通知」について点検した結果、基金協会の事務負担を軽減するため不要とし、代替措置として、保険事故発生通知時に、一定の規模以上の案件について、県版の融資要項の範囲内となっているかどうかを確認するよう、農業保証保険取扱要領の変更を令和5年3月に行い令和5年4月からの協議に適用した。 この見直しにより、基金協会の事務負担の軽減を図り、保証引受審査についてメリハリをつけて、厳格な審査が必要な案件に集中しつつ、迅速化を図り、保険事故率が抑制されるよう措置した。 ○ 大口保険引受案件の事前協議の対象範囲の見直し 大口保険引受案件の事前協議の対象範囲について、事前協議の定着状況、事故率等を考慮し、また、審査の迅速化に資するよう、以下の見直しを実施した。 - 平成30年10月から、近代化資金等について、引受後保険価額残高1億円から2億円に引き上げた。 - 令和元年8月から公庫資金（負債整理関係資金を除く）について、近代化資金等と合算で引受後保険価額残高5千万円から2億円に引き上げた。 - 令和2年4月から事故の発生するリスクが極めて低い状況にある肉用牛の肥育素牛導入育成資金については、所要の財務条件を満たす案件は事前協議対象外とし、事業性資金ではない農家住宅資金及び生活資金についても事前協議の対象外とした。 ○ 大口保険引受案件の事前協議の見直し 農業者の経営構造が変化し、農業者数の大幅な減少により、小規模農業者からの引受が減る一方で、大規模化した農業者からの高額引受案件が増加し、結果として、保険としてのリスク分散が、以前より難しくなっていること等を踏まえ、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、信用基金が主体的に取り組むことができる手段であり、保険事故の発生の抑制に一定の効果を発揮している基金協会との大口保険引受の事前協議について、その審査に当たって適用する「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」を策定し、経営・財務状況に着目した審査を充実させることとし、令和4年4月1日からの大口保険引受の事前協議に適用した（農業資金の事前協議116件に適用）。 令和4年度の業務運営の検証委員会において、「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」の運用状況を検証したところ、その位置付け、考え方を含めて基金協会の理解が深まり、基金協会にとって保険引受についての予測がつくといった「大口保険保証事前協議における引受条件等内部	柔軟かつ積極的な取組を行えるようにし、また、保険事故率低減に向けた方策の拡充として、信用基金が主体的に取り組むことができる手段であり、保険事故の発生の抑制に一定の効果を発揮している大口保険保証引受事前協議に、引受条件等内部基準を設定し、令和4年4月1日から適用した。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> —		故率の目標値の達成度が120%以上となったことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —
--	---	--	---	--	--	---

要因> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	間中の保険事故率：0.15%以下		基準」設定において当初目指していたとおりの効果が出ているものと確認し、運用開始から間もないことでもあり、現行の基準を引き続き適用し、今後の運用状況を検証していくこととした。 大口保険保証の事前協議案件審査に当たっては、令和4年3月に農業者の経営・財務状況に着目した審査（稟議）の着眼点について整理した「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を活用して取り組んだ。 また、令和4年度においては、勉強会を4基金協会と実施し、信用基金の審査の着眼点を紹介することにより基金協会と認識を共有するとともに、今後の事前協議の際に信用基金の審査に必要な情報を予め基金協会の保証引受審査の段階で整理いただくよう依頼した。 ○ 大口保険金請求案件の事前協議の見直し 平成30年10月より、保険金支払の適切性を確保するため、大口保険金請求案件の事前協議について、設備資金の使途を確認するための疎明書類（領収書の写し、振込依頼書の写し等）により信用基金においても設備資金の使途確認を行い保険事故の抑止効果を促した。 イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 業務運営の検証委員会を毎年度開催し、現在実施している部分保証やペナルティー方式等のリスク分担方策について、その導入効果の検証を行った。 中期目標期間における令和4年度の同委員会の結果は以下のとおり。 ・ 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認められるものの、 ① 部分保証については、対象資金が主に負債整理資金に限られている、 ② ペナルティー方式については、融資機関の負担がわずかで有効性は限定的で、融資機関から「使い勝手が悪い」という意見がある など、様々な課題もあり、これを基金協会が個別に克服するのは困難なため、上記のとおり大口保険引受案件の事前協議を行った。 ・ 主務省から信用基金に対し、利用者の利便性の向上と信用基金の事務処理の透明性を確保するため、標準処理期間の精査及び設定を検討するよう指示。第4期中期目標期間の事務処理を精査したうえで、第5期中期目標期間については、 ① 大口保険引受の事前協議については、標準処理期間を新たに設定 ② 保険金支払審査、保険通知等の従来から標準処理期間が定められている事務については、引き続き同様に標準処理期間として設定			
--	-------------------------	--	---	--	--	--

			するとの方向で検討。 ・ 令和4年度から、信用基金として開始した、要管理特定事前協議被保証者の期中管理方針の報告書について期中管理を強化する取組を検証。要管理特定事前協議被保証者のうち要管理先以下とされた者を対象に、各基金協会に行ってもらった格付区分の9割以上は適当な格付区分となっていた。 ○ 上記の業務運営の検証委員会の結果については、毎年度2～3月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、理解が得られた。 その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html ○ 部分保証の引受実績は、647件（平成30年度～令和4年度累計）。 ウ 大口保険引受先を中心とした期中管理報告や現地協議の実施 ○ 毎年7月末までに、保証保険については、のべ155基金協会から、要管理特定事前協議被保証者のべ656者（平成30年度～令和4年度累計）の財務状況等を踏まえた期中管理方針の報告を受け、また、融資保険については、のべ31融資機関から、全貸付先のべ67者（平成30年度～令和4年度累計）の直近の財務状況等の報告を受け、保険引受案件の状況検証を行った。令和3年度までは、この結果に対して期中管理の改善を求める事案はなかったが、令和4年度は的確な期中管理の実施により保険事故率の低減に努めるため、新たに信用基金が定めた統一的な判断基準に基づく「格付区分」とその対応策を基金協会に求めることとし、保証保険については、23基金協会、要管理特定事前協議被保証者61者、融資保険については、6融資機関から、全貸付先14者について報告を受け格付を行い、格付区分に応じた対応を求めた。 ○ 現地協議等を実施したのべ34基金協会（平成30年度～令和4年度累計）において、要管理特定事前協議被保証者のうち経営不振に陥っている先の現況や基金協会の対応状況を確認した。 ◇ 上記ア～ウの取組に加え、保険事故率の低減に向けた取組として、最近の大口保険事故事例を中心に、 1. 保証（保険）事故までの経緯 2. 保証（保険）引受けに問題はなかったか 3. 事故の予兆はなかったか 4. 予兆に対して適切な措置は取られたか 等について、引受段階から期中管理の段階まで今後の教訓を整			
--	--	--	--	--	--	--

			理したカルテを作成し、信用基金ホームページ内の会員専用ページにて情報提供を行っている。 また、令和２年度からこのカルテを活用したウェブ勉強会を計11回、のべ14基金協会と開催し、引受審査時や期中管理において注意すべきポイント等について意見交換を行った。 ◇ また、令和２年度には基金協会の要請を踏まえて各基金協会が行う保険事故率の低減に向けた取組に対する助成事業の見直しを行い、大口保証先の情報収集・管理に要する経費や審査能力向上のための資格取得に要する経費など幅広く助成事業の対象とした。 これにより、要員不足等の制約から十分な活動が行えない基金協会が、限られた要員の中でも各々の実態等に応じて柔軟に取組を展開できるようになり、令和２年度以降は同事業を活用して、 ① 個人信用情報機関への照会等の信用調査 ② 融資機関同行巡回 ③ 早期延滞解消等のための３者協議 などの保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。			
--	--	--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
第1－1－(4)		農業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組								
2. 主な経年データ										
主要なアウトプット（アウトカム）情報										
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報		
回収金収入実績（百万円）	－	2,722	2,395	2,681	1,911	2,097	1,863			
回収向上に向けた取組の実施状況										
回収実績の進捗管理実施回数	年8回以上	8回	10回	9回	8回	8回	12回			
現地協議の実施先数	年8先以上	7回	8回	8回	（※1）6回	14回	11回			
会議・研修の開催回数	年1回以上	1回	1回	1回	（※2）0回	（※4）0回	（※6）1回			
農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数	年3回以上	3回	3回	3回	（※3）0回	（※5）0回	（※7）7回			
大口求償債務者の現況調査の実施回数	年1回以上	1回	1回	1回	1回	1回	1回			
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）			
(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収実績の進捗管理状況、現地協議実施状況、会議・研修等開催状況等）	(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年8回以上 ・ 現地協議の実施先数：年8先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施	<主要な業務実績> ○ 大口求償債務者や固定化している求償権の回収見込額・回収原資の状況及び回収方針について、のべ47基金協会（平成30年度～令和4年度累計）と対面又はウェブによる協議を実施した。令和2年度はコロナ禍で現地協議ができず、ウェブへの切り替えに時間を要したため、予定先数を下回った（※1）が、3年度以降は、カルテを活用したウェブ勉強会にあわせて求償権の回収向上についても協議を行い、実施先数を増やした。 ○ 事業計画における回収納付額が5千万円以上の基金協会を対象に内容照会を毎年度行い、求償権の回収努力・促進を依頼した。 ○ 各基金協会の回収納付事業計画額と納付実績額との対比を毎年度行い、対面又はウェブによる協議等を利用して進捗管理を行った。 ○ 求償権の回収向上に資するため、平成30年10月及び令和元年10月に基金協会向けの研修会を開催した。令和2年度以降は、コロナ禍で開催を中止した（※2、4、6）が、代替措置等として、2年度には書面による求償権管理回収事例に対す		<自己評価> 評定：A 回収実績の進捗管理や基金協会との協議を着実に実施した。令和2年度以降は、コロナ禍で対面による協議等の実施が困難となったため、書面、ウェブ会議システム等を活用して可能な限り協議を実施した。 これらに加えて、令和2年度には基金協会に対する助成事業の見直しを行い、同事業を活用してサービスへの回収委託、コンビニ収納代行サービスの利用、		（見込評価）		（期間実績評価）	
							評定	A	評定	A
<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、求償権の管理・回収に資する取組として、令和2年度以降、法人が独自に、各基金協会が行う求償活動への助成事業（例えば、サービスへの回収委託や弁護士への依頼を実施する際に助成）に取り組んでいることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>										

	実施先数：年8先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年1回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年3回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年1回以上	回数：年1回以上 <評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、回収実績の進捗管理、基金協会との現地協議等の取組は行われているか	る弁護士の法務相談を、3年度には信用基金のホームページ内の会員専用ページ掲載によるサービス者を有効活用した求償権管理回収事例の紹介等を実施した。また、4年度にはウェブによる事務手続に関する説明会を開催した。 ○ 基金協会の各地区において開催される管理・回収会議に出席し、求償権の回収促進を依頼した。令和2年度以降はコロナ禍で書面による開催や開催そのものが見送り又は中止となった（※3、5、7）ため、代替措置として基金協会から「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、大口求償債務者の現況等を把握し、回収見込のある案件について、基金協会とのウェブによる協議等を通じて、求償権の回収努力・促進を依頼した。 ○ 令和2年度から、基金協会の要請を踏まえて、基金協会が行う求償権の管理・回収の取組に対する助成事業の見直しを行い、外部委託を活用した効率的な求償権の管理・回収の取組に要する経費など幅広く助成事業の対象とした。 これにより、要員不足等の制約から十分な活動が行えない基金協会が、限られた要員の中でも各々の実態等に応じて柔軟に取組を展開できるようになり、令和2年度以降は同事業を活用して、 ① 強制執行（競売、債権差押等）、支払督促等の法的措置の実施 ② サービス回収委託 ③ 弁護士への依頼 ④ コンビニ収納代行サービス ⑤ 回収専門員の設置 などの求償権の管理・回収の取組強化が行われた。 特にサービス回収委託については、当初は21基金協会のみの取組であったが、助成事業の実施により回収困難な求償権に対しては積極的に外部委託を活用して回収を図る取組が基金協会に浸透し、見直し実施後3年目となる令和4年度には30基金協会にまで増加しており、助成事業を継続して実施することによる求償権回収の取組強化の効果が発揮された。	回収専門員の設置などの効率的な求償権の管理・回収の取組が各基金協会の実態等に応じて強化された。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> －	－ <その他事項> －	<その他事項> －
--	---	--	--	--	--	-------------------------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(5)	農業信用保険業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年2回以上	2回	2回	2回	5回	4回	2回	
農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数	年3回以上	7回	7回	3回	5回	6回	7回	
銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数	年2回以上	1回	3回	5回	0回	0回	2回	
農業信用基金協会との情報・意見交換回数	年5回以上	34回	35回	27回	15回	31回	45回	
相談窓口の開設回数	－	－	4回	6回	7回	12回	13回	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
					評価	B	評価	B
(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を	(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回	<主要な業務実績> ○ 利用者に対するアンケートや意見募集を、以下のとおり15回（平成30年度～令和4年度累計）行った。 ① 基金協会に対して、 ・ 基金協会の保証利用の現状・動向を把握するための調査（2回） ・ 代弁回収に関するサービスの利用実態と基金へのニーズを把握するための調査（1回） ・ 融資機関と保証機関の適正なリスク分担について、今後の取扱いの検討に関する調査（1回） ・ 令和2年度から導入した農業者の信用リスクに応じた保険料率に伴う基金協会の保証料率の改定状況調査（1回） ・ 農家経済安定資金及び農家生活改善資金の保証上限額の実態調査（1回） ・ 農業経営構造の変化等を踏まえた農業信用保証保険の対応の考え方に係る意見募集（2回） ・ 農業プロパー資金保証引受審査時のチェック方法に関する調査（1回） ・ 大口保険保証の事前協議に標準処理期間を設定すること及び保険金支払い等の処理に事務処理スケジュールの目安を設けることについて意見聴取（1回）	<自己評価> 評価：B 制度に関する調査・意見募集・情報交換を通じて利用者のニーズを把握するとともに、災害発生時等には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応しており、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> －	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 なお、「銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数」について、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施困難であったが、令和4年度は指標どおり実施したことを確認した。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －		

開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年2回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数	以上 ・ 相談窓口の開設回数 <評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	・ 大口保険保証事前協議の様式の見直し案について意見聴取（1回） ② 農協及び銀行等融資機関に対して、 ・ 保証保険制度や農業融資に対する意識等を把握するための調査（2回） ③ 基金協会及び融資機関に対して、 ・ 事故率が高い特定資金（公庫転貸資金、畜特資金）の融資実態調査（2回） ○ 制度に関する利用者のニーズを把握する等のため、以下のとおり191回（平成30年度～令和4年度累計）の意見交換等を行った。 ① 農業者等及び銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等（38回） 農業法人協会、中央畜産会、融資機関の全国団体等と幅広く意見交換を行った。 ② 基金協会（153回） 基金協会の各地区ブロック会議、全国常務者会議、全国代表者会議等において意見交換を行った。 このうち第1-1-(3)保険事故率の低減に向けた取組として、ガイドラインを設定するに当たっては、令和3年6月の全国常務者会議での説明以降、全ての基金協会を対象にした意見募集を行うとともに、複数回意見交換を行った基金協会を含めてのべ14基金協会と意見交換を行った。 ○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（平成30年度～令和4年度累計42回）。			<その他事項> —
---	---	---	--	--	--	-------------------------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(6)	農業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
評価対象となる指標	指標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年1回以上	－	1回	1回	1回	1回	1回	
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37日	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
保険金支払審査	25日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
納付回収金の収納	29日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
短期資金貸付審査	月3回（5のつく日）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月1回以上	毎月2回以上	毎月2回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価		（見込評価）	
							（見込評価）	（期間実績評価）
			評価	A	評価	A	評価	A
（6）事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業	（6）事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 大口保険引受案件の事前協議について審査の迅速化に資するよう、以下の見直しを行った。 ・ 平成30年4月から審査方法を見直し、資金使途、業績、返済能力等一定の要件を満たす場合に計画の実現可能性に係るヒアリングを省略することとした。 ・ 事前協議対象範囲について、 ① 平成30年10月から近代化資金等について、引受後保険価額残高1億円から2億円に引き上げた。 ② 令和元年8月から公庫資金（負債整理関係資金を除く）について、近代化資金等と合算で引受後保険価額残高5千万円から2億円に引き上げた。 ③ 令和2年4月から事故の発生するリスクが極めて低い状況にある肉用牛の肥育素牛導入育成資金については、所要の財務条件を満たす場合、また、事業性資金ではない農家住宅資金及び生活資金についても事前協議の対象外とした。		<自己評価> 評定：A 標準処理期間内の事務処理を達成するとともに保険料及び貸付金利息の徴収並びに貸付金の回収に関して、事務処理のミスが発生しているが適切な対応を行っていることに加え、大口保険引受案件の事前協議について、利用者の手続面での負担の軽減に資するよう事前協議の対象範囲の見直しを行い審査の迅速化を図るとともに、審査事務		<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、事務処理の適正化及び迅速化に資する取組として、法人が独自に、「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を策定し、各基金協会との間で当該マニュアルに基づく事務処理の標準化を行ったことにより、法人のみならず、各基金協会も含めた業務の効率化や質的向上に寄与する仕組みを構築したこと	

務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。 <目標水準の考え方> 前中期目標期間において、目標(85%以上の処理)の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならな	務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 - 業務処理方法についての点検及び見直しの検討:年1回以上 - 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ) 保険金支払審査 25日 (ウ) 納付回収金の収納 29日 (エ) 貸付審査 農業長期資金償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回(5のつく日) ウ 保険料の誤	<評価の視点> 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	○ 大口保険引受案件の事前協議において、信用基金の審査担当者が、令和4年4月から適用する「大口保険保証事前協議における引受条件等内部基準」を踏まえた円滑な審査、一定水準以上の審査及び同一目線での審査を可能とするため「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を令和4年3月に制定し、事務処理の適正化・迅速化に取り組んだ。 また、この審査マニュアルについて、①標準処理期間の設定に伴う手続の見直し、②これまでの審査を通じて得られた気づきとして、例えば、「事業計画の費用の検証」として、「飼料価格、原油価格(光熱費)、資材費などの経費が高騰基調にある中、適切なストレスがかけられているか」などを確認することや、現在記載されていない審査上の留意点について追記等を行う改定を令和5年3月に実施した。 イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 また、大口保険保証事前協議については、案件を受理してから営業日で10日以内に処理とする標準処理期間を新たに設定。 ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 ○ 保険料及び貸付金利息について、定められた納入期日に確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。 ○ なお、保険料及び貸付金利息の徴収並びに貸付金の回収に当たっては、請求・納入・回収の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行うよう努めたが、以下の事案が発生している。 - 融資保険に係る保険料請求事務において、引継ぎ不足等により、先方に事前に伝えていた保険料納入期限より1ヶ月早い納入期限を記載した保険料納入請求書を送付する事案が平成31年4月に発生した。 その後、先方に伝えていた納入期限を記載した請求書への差替えを行い、差替後の納入期限となる日に当該保険料が納入された。 再発防止策として、 - 事務の引継ぎは複数の者に対して行うことを原則とし、特に契約に関する事務の引継ぎは管理職にも報告する、 - 当該事案が発生した担当課において、情報共有すべき事項等を確認する課内打合せを毎週行う、 - 保険取扱要領における保険料納入期限に関する規定の明確化を行うこと、 を講じ実行している。	の適正化を図るため新たに「大口保険保証の事前協議に係る審査マニュアル」を作成した。この取組により信用基金の業務の質的向上を図り、同マニュアルに基づき作成する評価シートを活用して基金協会と審査の着眼点について認識を共有することが可能となった。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組みを行ったことから、Aとする。 <課題と対応> —	から、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —	このことにより、令和4年度も事務処理の適正化及び迅速化に貢献したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —
--	--	---	--	--	--	--

いものについては、標準処理期間から除くことが適当。 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上		・ 長期資金の貸付と償還が同日である場合には、貸付額と償還元利金額との差引額で基金協会と入出金を行っているが、令和元年10月の基金協会への差引計算通知書について、確認不足等により、誤った内容の差引計算通知書を送付する事案が発生した。 その後、正しい差引計算通知書への差替えを行い、差替後の金額で入出金を実行した。 再発防止策として、 ① 複層的チェックを確実に行う、 ② 当該チェックの作業量が一時的に集中する場合には、事前に他部署に協力を依頼するなどチェック体制を確保する、 ③ エクセルファイル（差引計算通知書）の数式を単純化するとともに変更する際の注意書きを表示する、 ④ 経理課における確認を徹底する、 ことを講じ実行している。 さらに、本件を踏まえて、次回の長期資金の貸付け（令和2年10月）前に農業融資資金貸付要領を見直し、複数の貸付種別に手続きを行っていたところ、まとめて行うように改め、これにより必要書類の削減を行い、基金協会及び基金の事務処理手続きの簡素化に繋がった。 ・ 令和4年11月、災害特例保険料率適用に係る事務において、災害区分コード（申請された災害に対応する協会ごとの災害の番号）を誤って通知した事案が発生、これをきっかけとして災害特例保険料率を適用した全案件の確認を行ったところ、災害特例に係る保険料率について本来適用すべき災害特例保険料率が適用されていない案件があることが判明し、令和5年3月に該当基金協会に、精算を行う旨連絡の上、令和5年4月に精算を行った。 災害特例保険料率の誤適用は、基金協会からの災害特例申請を農業保証保険システムに誤登録したこと等によるものであり、再発防止策として、災害特例申請時に基金協会からシステムへの登録に必要な情報が通知されるよう申請様式を改める農業保証保険取扱要領の変更を令和5年3月に実施した（令和5年4月からの申請に適用）ほか、農業保証保険システムへの登録作業の効率化、省力化を図るための当該申請の受理以降の事務フローの見直しを行った。 ○ この他、平成26年度に徴収すべき保険料について、保険料計算プログラムの不具合により未徴収の案件があることが令和元年度に判明した。 このため、令和2年度に、不具合のあった保険料計算プログラムが稼働していた平成23～28年度における未徴収案件の特定及びその未徴収金額の確定並びに未徴収保険料の徴収を行った。			
---	--	--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2	林業信用保証業務

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
林業信用保証業務			平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）
（1）	融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組（第1－2－（1）参照）	予算額（千円）	12,631,226	13,564,838	11,905,538	11,702,685	11,691,778
（2）	適切な保証料率の設定（第1－2－（2）参照）	決算額（千円）	7,369,787	9,141,894	6,780,393	6,546,139	6,578,908
（3）	代位弁済率の低減に向けた取組（第1－2－（3）参照）	経常費用（千円）	1,061,724	1,316,065	1,173,205	593,633	700,392
（4）	求償権の管理・回収の取組（第1－2－（4）参照）	経常収支（千円）	△408,383	△482,880	△581,920	330,864	203,136
（5）	利用者のニーズの反映等（第1－2－（5）参照）	行政コスト（注）（千円）	485,402	1,316,105	1,175,101	593,633	709,766
（6）	林業者等の将来性等を考慮した債務保証（第1－2－（6）参照）	従事人員数（人）	※110	※108	※110	※111	※108
（7）	事務処理の適正化及び迅速化（第1－2－（7）参照）	※期首の全体数					

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 (第1-2-(1) 参照) (2) 適切な保証料率の設定 (第1-2-(2) 参照) (3) 代位弁済率の低減に向けた取組 (第1-2-(3) 参照) (4) 求償権の管理・回収の取組 (第1-2-(4) 参照) (5) 利用者のニーズの反映等 (第1-2-(5) 参照) (6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 (第1-2-(6) 参照) (7) 事務処理の適正化及び迅速化 (第1-2-(7) 参照)	第1-2-(1)～(7)を参照。	同左	同左	評価：A 6項目についてA、1項目についてBとしたことから、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。	評価 A ＜評価に至った理由＞ 7つの小項目のうち、3項目でA、4項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目((2)適切な保証料率の設定)でAとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。 (3項目×3点+4項目×2点+1項目×3点)／(7項目×2点+1項目×2点)=125.0% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い1項目((2)適切な保証料率の設定)については、ウエイトを2倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善	評価 A ＜評価に至った理由＞ 7つの小項目のうち、3項目でA、4項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目((2)適切な保証料率の設定)でAとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。 (3項目×3点+4項目×2点+1項目×3点)／(7項目×2点+1項目×2点)=125.0% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い1項目((2)適切な保証料率の設定)については、ウエイトを2倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善	

					方策＞ － ＜その他事項＞ －	方策＞ － ＜その他事項＞ －
--	--	--	--	--	------------------------------	------------------------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－2－(1)		林業信用保証業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組						
2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受件数	前年度実績 以上	1,047件 272億65百万円	1,008件 282億62百万円	1,045件 316億72百万円	932件 293億53百万円	709件 207億99百万円	617件 160億81百万円	令和2年度から、指標の件数の算式を「概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績」に変更。
保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率	前年度実績 以上	43.9% 460件 158億33百万円	43.6% 439件 170億17百万円	40.8% 426件 191億60百万円	39.7% 370件 174億39百万円	42.9% 304件 119億円	43.3% 267件 97億09百万円	令和2年度から、指標の比率の算式を「概ね過去5年間の平均増減率×前年度実績」に変更。
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況								
関係団体、都道府県への制度説明回数	年17回以上	30回	41回	40回	19回	20回	22回	
融資機関への訪問による制度普及回数		135回	112回	95回	(167回)	(143回)	(127回)	() 書は、現地訪問以外の手法による制度普及回数。
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善	2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 保証引受件数 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 関係団体、都道府県への制度説明回数：年17回以上 ・ 融資機関への訪問による制度普及	<主要な業務実績> ○ 保証引受件数は、平成30年度から令和4年度までの累計で4,311件（平均862件）となった。 平成30年度、令和元年度は、新規・増額案件が前年度を上回り、引受件数は増加傾向となった。一方、コロナ禍以降の令和2年度から令和4年度は、保証引受は減少に転じた。令和2年度及び令和3年度については、コロナ禍による国全体の無利子のコロナ対策資金の充実が主な減少要因となっていると思われるが、令和4年度については、上記要因に加え、木材価格高騰（ウッドショック）による国産材需要増加による事業者の財務状況改善等に伴い保証ニーズが低下したこと等が主な減少要因と考えられる。 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率は、平成30年度、令和元年度は前年度実績以下となったが、令和2年度、令和3年度及び令和4年度は前年度実績（前年度実績×過去5年間の平均増減率）以上となった。 ○ 融資機関に対しては、平成30年度及び令和元年度は特に訪問による保証制度の説明を実施していたが、コロナ禍の影響	<自己評価> 評定：A 都道府県が主催する会議への参加や融資機関に対する電話による制度普及に加え、融資機関中央団体等への訪問による積極的な意見交換の実施、パンフレットの大幅な見直しによる普及ツールの拡充、融資機関を含む業界紙や会報誌への積極的な寄稿等により、保証制度の普及を通じた利用促進に取り組んだこと、これにより林業信用保	評定	B	評定	B
					<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

資金助成法(昭和51年法律第42号)又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金(制度資金)に係る保証利用を促進する。 【指標】 ○ 保証引受件数(直近5年の平均実績:1,260件) ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率(直近5年の平均実績:50%) ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況(制度説明回数等) <想定される外部要因> ・ 保証引受件数は、木材の需給動向等による林業・木材産業の設備投資や運転資金の借入額の変動のほか、融資機関によるローパー融資の動向等に影響を	資金助成法(昭和51年法律第42号)又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金(制度資金)に係る保証利用を促進する。 【指標】 ○ 保証引受件数 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 関係団体、都道府県への制度説明回数:年17回以上 ・ 融資機関への訪問による制度普及回数	回数 <評価の視点> 林業信用保証制度の普及推進及び利用促進、制度資金に係る保証利用促進に向けた取組が行われているか	により、令和2年度以降、電話やウェブ会議等を活用しての制度普及を行った。これらの制度説明は合計644回(平成30年度～令和4年度累計)となった。なお、令和3年度及び令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症やウッドショックによる影響についての聞き取りも実施し、事業者を取り巻く状況や保証ニーズの把握等に努めた。 ○ 特に、令和4年度については、 ・ 融資機関中央団体や林業関係中央団体を22回訪問し、林業信用保証の説明や経営者保証への対応等に関して積極的に意見交換を行った。これにより、先方において、今後の連携強化の意向が表明されたり、会報誌への寄稿依頼や、林業信用保証制度に関する勉強会開催を前向きに検討いただく等の効果が得られた。 ・ 従来は1種類であった紙ベースでのパンフレットを大幅に見直し、林業信用保証のメリット等をシンプルにわかりやすく盛り込んだ事業者向けのもの、林業・木材産業の最近の動向や制度の詳細等を盛り込んだ融資機関向けのもの、2種類を新たに作成し、普及ツールの充実に取り組んだ。作成したパンフレットは、随時更新可能なものとして信用基金ウェブサイトへ掲載するとともに、融資機関等の関係団体へ広く配布したほか、主務省が主催する都道府県向け会議等においても、制度説明資料として活用した。これにより、個別の事業者から制度に関する問合せを受けたり、広域的に木材流通を行う団体から自社のウェブサイトへのパンフレット掲載を希望する申し出を受けるなどの効果が得られた。 ・ 従来は林業関係中央団体の会報誌や金融関係の業界紙に限り、広告を掲載していたが、主務省のご協力のもと、林野庁や森林管理局の広報誌等にも広告を掲載するとともに、木材関係の業界紙に特集記事を掲載したり、融資機関中央団体や林業関係団体の広報誌への寄稿を積極的に行った。この結果、融資機関からの意見交換の申し出や別の会報誌にも寄稿する機会をいただくなどの効果が得られた。	証制度への関心が高まり、普及の機会が拡大したことから、当初の計画以上の成果と認められる。 また、制度資金の比率は、令和2年度、令和3年度及び令和4年度は指標値である前年度実績(過去5年間の平均増減率×前年度実績)を上回った。 なお、保証引受件数が令和2年度以降、指標値を下回っているが、これはコロナ禍の影響によるものに加え、ウッドショックを契機とした事業者の自立などが影響しているものと考えられる。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことはもとより、次期中期目標の実現に向けて前倒しで業務を進めたことも考慮して、Aとする。 <課題と対応> —		
--	---	---	--	--	--	--

受けるものであることから、評価において考慮するものとする。						
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－2－(2)		林業信用保証業務－適切な保証料率の設定						
2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
評価対象となる指標	指標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保証料率								
一般資金	－	年0.20～1.80% （8段階）	年0.20～1.80% （8段階）	年0.20～1.80% （8段階）	年0.20～1.80% （8段階）	年0.20～1.80% （8段階）	年0.20～1.80% （8段階）	
制度資金（木材産業等高度化推進資金4倍協調等）	－	年0.15～1.35% （8段階）	年0.15～1.35% （8段階）	年0.15～1.35% （8段階）	年0.15～1.35% （8段階）	年0.15～1.35% （8段階）	年0.15～1.35% （8段階）	
制度資金（林業・木材産業改善資金等）	－	年0.10～0.90% （8段階）	年0.10～0.90% （8段階）	年0.10～0.90% （8段階）	年0.10～0.90% （8段階）	年0.10～0.90% （8段階）		
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。 ＜目標水準の考え	(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検、検討は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○ 業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会における点検等を行い、適切な水準の保証料率を設定した。その結果は以下のとおり。 【平成30年度】 ○ 平成30年12月に開催した料率算定委員会において、業務収支から見た保証料率、政策性を踏まえた保証料率、被保証者の財務状況に応じた保証料率の3つの観点から点検を行った。その結果は以下のとおり。 ・ 政府事業交付金を加味した業務収支は、おおむね均衡。 ・ 資金ごとの代位弁済リスクに大きな差異は見られない。 ・ 被保証者の財務状況に応じた8区分の保証料率については、①財務状況による8区分のうち下位4区分に格付される者の代位弁済リスクが高く、これらの者に政府事業交付金が充当、②金額規模について、政府事業交付金を加味すれば、収支均衡。 ・ 業界から保証料率の引下げを求める声もあるが、政府事業交付金を前提としての収支均衡を踏まえれば、引下げには慎重。 ・ 制度資金の保証料率を低く設定することは、政策効果の発揮の視点から相当。また、被保証者の財務状況等に応じた保証料率は、信用保証協会の保証料率とバランス。 ・ 以上のことから、現行の保証料率の体系を据え置くことが	＜自己評価＞ 評価：A 料率算定委員会において、毎年度、保証料率水準を点検し、適切な水準の保証料率を設定した。 また、保証料率の特例ルールやその運用について点検・検討を行い、令和3年10月に制度資金の優遇保証料率の運用や、個々の保証料率の当てはめを見直し、令和3年10月以降の保証引受に適用した。その結果、当初の想定以上のペースで見直しが進み、令和4年度において特例保証料率の新規適用が0件となる大きな成果となった。こ	評価	A	評価	A
					＜評価に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、適切な保証料率の設定に資する取組として、優遇料率の縮小等の取組等を行ったことにより、今後、林業信用保証業務収支の長期的な均衡に期待できることから、「A」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －	＜評価に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、適切な保証料率の設定に資する取組として、令和3年度以降、優遇料率の縮小等の取組等を行ったことにより、今後、林業信用保証業務収支の長期的な均衡に期待できることから、「A」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －		

方> - 保証料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保証料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 - 保証料は、保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。			適当と判断した。 【令和元年度】 ○ 令和元年12月に料率算定委員会を開催し、業務収支から見た保証料率、政策性を踏まえた保証料率、被保証者の財務状況に応じた保証料率の3つの観点から点検を実施した。その結果は以下のとおり。 - 平成30年度は単年度で業務収支は均衡。 - 政策性を踏まえた資金ごとの代位弁済リスクは、概ね適切な状態。 - 被保証者の財務状況に応じた保証料率体系については、基本保証料率と代位弁済リスクとの乖離は縮小傾向。 - 林業・木材産業界からは、保証料率の引下げを求める声もあるが、現行の保証料率の体系は適切な状態にあると考えられる。 - 以上のことから、現行の保証料率の体系を据え置くことが適当と判断した。 【令和2年度】 ○ 令和3年1月に料率算定委員会を開催し、保証料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 - 業務収支全体の均衡が図られていることから、取りあえず、現行の保証料率水準を維持する。 - ただし、被保証者の財務状況等に応じた保証料率や制度資金の保証料率など個々には問題があるので、早急に見直しを検討する。 - その際、制度及び運用の透明性を確保する観点から、必要なものは公表する。 【令和3年度】 ○ 令和2年度の料率算定委員会における点検結果を踏まえ、保証料率について、従前の3区分を廃止し、制度資金に係る料率は年0.15%～1.35%、それ以外は年0.20%～1.80%の2区分とする見直しを行い、令和3年10月1日以降の保証引受に適用した。 ○ 令和3年度の料率算定委員会を令和3年12月に開催し、保証料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 - 昨年度の料率算定委員会において、保証料率の特例ルールやその運用について、早急に見直しを検討する必要があるとされたことを受け、制度資金の優遇保証料率の運用や、個々の保証料率の当てはめを見直し、着実に効果が現れている。 - こうした状況下で、まずは特例保証料率の適正化を進める。 - 業務収支全体の均衡が図られていることもあり、少なくとも特例保証料率の見直しが行われる令和4年度は、現行の保証料率で据え置くこととする。 【令和4年度】	れは、従来の保証審査に加え、中期計画策定時には想定できなかった新型コロナウイルス感染症や原材料・燃油価格高騰へ対応するための新たな保証審査を実施する中であっても、限られた人材リソースで担当職員が厳しい交渉においてもぶれることなく、粘り強く交渉を重ねた成果と認められる。 特に、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件維持が一律に求められ、保証料率適正化に向けた金融機関等との調整が困難を極める中、保証料率適正化の道筋と、事業再生を両立させる手法を生み出したことは、事業者の事業継続を支えるという信用基金の創意工夫によるものであり、将来につながる特筆すべき成果と認められる。 なお、料率設定の透明性を確保するため、平成30年度より、林業信用保証業務運営委員会において点検結果の説明・意見交換を行い、その内容を信用基金ウェブサイトで公表した。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。		
---	--	--	--	---	--	--

			○ 令和4年12月に料率算定委員会を開催し、保証料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 ・ 特例ルール（制度資金の優遇保証料率の運用や個々の保証料率の弾力的な運用）の見直し状況について点検したところ、令和4年度上半期において特例保証料率の新規適用は無く、令和3年度の特例保証料率の適用実績（15件、保証額9.7億円）と比べ、件数・金額ともに見直しが着実に進んでいることが明らかとなった。 ・ 業務収支について点検したところ、近年の収支差赤字は1～2億円程度に縮小し、交付金により赤字を補填できる状況になってきており、全体の収支はバランスが取れている状況で安定している。 ・ 以上のことから、近年の全体の収支バランスが取れる状況で安定してきており、現時点で業務収支全体に大きな問題は無く、直ちに保証料率を見直す必要はないと考えられることから、令和5年度は、現行の保証料率を据え置くこととした。 ○ 料率設定の透明性を確保するため、平成30年度より、林業信用保証業務運営委員会において上記の料率算定委員会の結果を説明し、意見交換を行うとともに、その内容を信用基金ウェブサイトで公表した。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-rin.html ○ また、令和4年度末時点において、特例保証料率の新規適用は皆無となった。保証料率の適正化が大幅に進展したのは、その進捗状況について毎月チェックを行うとともに、融資機関等との厳しい交渉に精力的かつ粘り強く対応した結果であり、被保証者の財務状況等に応じた保証料率を適用するという保証制度の適正な運用に向けて、大きな成果を得ることができた。 ○ 特に、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件維持が一律に求められ、保証料率適正化に向けた金融機関等との調整が困難を極める中、担当職員の粘り強い交渉と創意工夫の結果、保証料率適正化の道筋と、事業再生を両立させる手法を生み出した。これにより、公的保証機関としての公平性確保と事業継続支援という使命を果たすことができた。 ○ 保証残高が対前年度比約84%と減少する中であっても、保証料収入は対前年度比約93%の確保ができており、財務健全化を通じた林業者等への安定的な林業信用保証の提供に寄与した。	<課題と対応> －		
--	--	--	--	-------------------------------	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－2－(3)		林業信用保証業務－代位弁済率の低減に向けた取組						
2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保証引受累計額① （百万円）	－	148,427	28,262	59,935	89,287	110,087	126,168	
今期代位弁済額 ② （今期引き受けた案件の み）（百万円）	－	1,670	158	316	487	583	760	
代位弁済率（②÷①）	中期目標期間中 の代位弁済率： 2.03%以下	1.13%	0.56%	0.53%	0.55%	0.53%	0.60%	
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
(3) 代位弁済率の 低減に向けた取組 中期目標期間 中に保証契約を 締結した案件の 代位弁済率が抑 制されるよう、以 下の取組を行う。 ア 財務状況の 的確な判断等 による適正な 審査を目的と する保証審査 協議会への付 議、期中管理の ための融資機 関との情報共 有の取組を進 める。 イ 融資機関と の適切なリス ク分担を図る との観点から、	(3) 代位弁済率の 低減に向けた取組 中期目標期間 中に保証契約を 締結した案件の 代位弁済率が抑 制されるよう、以 下の取組を行う。 ア 財務状況の 的確な判断等 による適正な 審査を目的と する保証審査 協議会への付 議、期中管理の ための融資機 関との情報共 有の取組を進 める。 イ 融資機関と の適切なリス ク分担を図る との観点から、	＜主な定量的指標＞ ○ 中期目標期間中 の代位弁済率： 2.03%以下 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 代位弁済率の低減に 向けて、適正な審査 の実施、部分保証や 融資機関のプロパー 融資との組み合わせ による融資機関との リスク分担等の取組 は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の代位弁済率は 0.60%であり、定量的指標（2.03%以下）を達成した。 ア 保証審査協議会への付議及び融資機関との情報共有 ○ 適正な引受審査 新規・増額・財務内容不良案件等について、債務保証審査 協議会に付議した結果、財務内容不良等による拒否・再協議 等は、1,199件中30件（平成30年度～令和4年度累計）であ った。 保証引受審査担当者が一定水準以上・同一目線での審査 を円滑に行えるよう、令和3年10月に「債務保証審査マニ ュアル」を改正し、併せて審査効率化の観点から債務保証審査 協議会への付議対象を特に財務内容が不良な先とする見直 しを行った。 なお、保証審査協議会は、実質管理案件（粉飾決算の発覚、 廃業・連帯保証先の倒産等）の指定・解除を行うために設け たものであるが、過去の財務状況を分析することにより、実 質管理案件の指定・解除基準を整理して「債務保証審査マニ ュアル」を改正することができたことから、令和5年3月を もって同協議会を廃止した。実質管理案件の指定・解除基準 を明確にしたことは、保証審査の透明性向上に大きく寄与 した。 ○ 融資機関との情報共有	＜自己評価＞ 評価：A 中期目標期間中の 代位弁済率は、令和 4年度末で0.60%で あり、定量的指標 （2.03%以下）の達 成度合が120%以上 となった。 代位弁済率が抑制 されるよう、適正な 引受審査及び期中管 理を融資機関と情報 共有を行い確実に実 施した。保証割合に ついて、代位弁済リ スク軽減が期待され る部分保証（80%保 証）を原則とする見 直しを行い、関係者 への丁寧な説明を行 いながら、令和3年 10月以降の保証引受 に適用した。その結	評価	A	評価	A
					＜評価に至った理由＞ 本項目は定量評価項 目であり、代位弁済率 の目標値の達成度合が 120%以上であること から、「A」評価が妥当 である。 ＜指摘事項、業務運営 上の課題及び改善方策 ＞ － ＜その他事項＞ －		＜評価に至った理由＞ 中期目標及び中期計 画に基づく取組を適確 に実施することはもと より、代位弁済率の低減 に資する取組として、令 和3年度以降、法人が独 自に、部分保証を拡大す るための調整を行い、保 証引受額について融資 額の80%を原則とした （例外的に災害復旧等 の場合に限り100%とす る）ことは、今後の代位 弁済率の低減に大きく 寄与する取組である。 この取組等により、代 位弁済率の目標値の達 成度合が120%以上とな ったことから、「A」評価 が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上	

林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率(直近5年の平均実績：2.03%) <想定される外部要因> 代位弁済については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下		引受審査時に融資機関から事案の内容や支援方針等を聴取する一方、信用基金からも林業・木材産業の状況や保証利用に係る要件等を説明し、審査に必要な情報を互いに共有した。 ○ 適切な期中管理等 - 実質管理案件について、管理表を作成し、半年ごとに融資機関を通じて収集した財務状況や借入金の返済状況等を確認するなど、適切に期中管理を行った。 - 経営状況が悪化した保証先について、専門家を交え事業再生計画の進捗等について議論する再生支援協議会等主催のバンクミーティングに出席又は取扱融資機関を通じてミーティング内容を把握した。(平成30年度～令和4年度累計99件)。融資機関協調支援の場合には信用リスク管理を適切に行いつつ保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理を行った。 - 事故の予見段階の手續・対応を整備することで、事故の発生防止等に資するよう、令和3年10月に「求償権等の管理マニュアル」を改正し、予見通知制度の重要性、具体の手續を整理して融資機関へ周知した。 - 令和3年10月に、「求償権等の管理マニュアル」を改正し、予見段階の通知方法について整理した。この整理により、令和4年度においては、融資機関より予見通知が4件あり、予見通知の重要性が融資機関に着実に浸透しつつあることが明らかとなった。 また、令和5年3月に予見通知の具体例の追加を行ったところであり、これは、早期の予見通知につながるものである。 イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 融資機関の責任ある期中管理により代位弁済リスクの軽減が期待される部分保証(80%保証)や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進した。 部分保証の引受実績は2,191件、部分保証の案件の割合は50.8%(平成30年度～令和4年度累計)となっている。 ○ 特に、令和3年10月に、保証割合を原則80%とし、100%保証の対象は災害復旧等に必要な資金及び制度資金に係る保証とする見直しを行い、以降の保証引受に適用した。その結果、令和4年度の部分保証の引受実績は615件、部分保証の案件の割合は99.7%となり、前年度実績を大幅に上回った。(令和3年度：533件、75.2%) なお、既往債務についての上記見直しの適用は、個別に協議して決定することとしており、関係融資機関、被保証者に十分な説明ができるよう、従来の保証審査に加え、中期計画策定時には想定できなかった新型コロナウイルス感染症や原材料・燃油価格高騰へ対応するための新たな保証審査を実施する中であったも、通常の協議期間の概ね2倍の期間を設けて協議を行うとともに、毎月、保証割合の適用状況に	果、部分保証の引受実績は今年最低時(令和元年度)は38.1%だったが令和4年度には99.7%と大幅に拡大した。これは、従来の保証審査に加え、中期計画策定時には想定できなかった新型コロナウイルス感染症や原材料・燃油価格高騰へ対応するための新たな保証審査を実施する中であったも、限られた人材リソースで担当職員が厳しい交渉においてもぶれることなく、粘り強く交渉を重ねた成果と認められる。 また、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件維持が一律に求められ、保証割合適正化に向けた金融機関等との調整が困難を極める中、保証割合適正化の道筋と、事業再生を両立させる手法を生み出したことは、事業者の事業継続を支えるという信用基金の創意工夫によるものであり、将来につながる特筆すべき成果と認められる。 このような保証割合の見直しは、融資機関の期中管理の充実を通じた事業者の経営健全化に寄与するとともに、事業者が負担する保証料の低減につながるもの	の課題及び改善方策> — <その他事項> —
--	---	--	--	--	---

			ついて取りまとめ、関係者で情報を共有することにより、複数の目で点検を行った。 ○ 特に、再生支援案件においては、金融慣行として保証条件維持が一律に求められ、保証割合適正化に向けた金融機関等との調整が困難を極める中、基金職員の粘り強い交渉と創意工夫の結果、保証割合適正化の道筋と、事業再生を両立させる手法を生み出した。これにより、公的保証機関としての公平性確保と事業継続支援という使命を果たすことができた。 ○ 計画にない信用基金独自の取組として、林業信用保証における収支均衡に向け、グループ企業全体の保証限度額の上限である6億円を超過している先について、令和3年10月以降、融資機関を通じて早期に圧縮するよう申し入れていた。この結果、限度額超過先数は令和3年度末に8先あったものが令和4年度末時点では6先に減少したのみならず、この6先のうち、1先はリファイナンスにより令和8年度に限度額未達とする方針を決定し、残りの5先についても限度額圧縮に向け令和11年頃までに計画作成等を行うこととなり、過度なリスクの圧縮に向けた道筋をつけることができた。 ウ その他の取組 ○ 代位弁済に至った案件の振り返りを通じ、保証業務・管理業務の効率化、事故・代位弁済の減少につながる視点を得ることを目的として、年2回の事後検討会を行い、保証引受や管理の実務を行う上で参考となる知見を関係者間で共有することができた。	であり、新型コロナウイルス感染症や原材料・燃油価格高騰により経営環境が苦しい事業者にとってもメリットのある取組となったと言える。 さらに、計画にない信用基金独自の取組として、グループ企業全体の保証限度額の上限である6億円を超過している先について、融資機関を通じて早期に圧縮するよう申し入れを行い、過度なリスクの圧縮に向けた道筋をつけたことも大きな成果の一つである。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> —	
--	--	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－2－(4)		林業信用保証業務－求償権の管理・回収の取組						
2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	269	281	157	217	134	142	
回収向上に向けた取組の実施状況								
全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
弁済が滞っている先への催告回数	年2回以上	3回	2回	3回	2回	3回	2回	
債権回収業者との打合せ回数	年2回以上	2回	3回	2回	3回	2回	2回	
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービス）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収方策の検討状況、催告頻度、債権回収業者の活用状況等）	(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービス）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年2回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年2回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上 <評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、求償権の回収方策等に関する検討会、弁済が滞っている先への催告等の	<主要な業務実績> ○ 全求償権の回収方策等に関する検討 全求償権先における回収の進捗状況を確認するため、回収方策等に関する検討会を半期毎に毎年度2回、累計10回（平成30年度～令和4年度累計）開催した。回収の進まない先に対して、催告書の送付、法的手続の実施等の回収方策の見直しを行った。 ○ 弁済が滞っている先への催告 弁済が滞っている先、及び、弁済があってもその額が弁済能力に比して低調な先を対象に催告書を毎年度2回以上、累計12回、のべ150先（平成30年度～令和4年度累計）に送付して、弁済の開始、再開又は増額を促進した。 ○ 債権回収業者との打合せ 債権回収業者に委託した求償権先における回収の進捗状況を確認するため、債権回収業者と打合せを毎年度2回以上、累計12回（平成30年度～令和4年度累計）行い、回収方策等の必要な措置を指示した。 ○ 法的手続の実施 保証債務等履行請求訴訟、不動産競売申立など法的手続（平成30年度～令和4年度累計26件）を実施した。	<自己評価> 評価：B 求償権の回収向上に向け、定期的に、全求償権先における回収方策等に関する検討会を開催し、債権回収業者との打合せを行って、回収の進捗状況を確認し、回収の進まない先に対する回収方策を見直した。また、催告書の送付、法的手続に着実に取り組んだ。 この結果、回収が進み、求償債務は大幅に減少した。 以上のとおり、中期計画に掲げる全求償権の回収方策に着実に取り組んだことから、Bとする。	評価	B	評価	B
					<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

	ている先への催告回数：年2回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年2回以上	取組は行われているか	○ 上記に加え、現地訪問及び面談を行って、債務者の現況に応じた回収方策を検討し、回収向上に向けた取組を強化した（平成30年度～令和元年度累計13先。令和2年度以降コロナ禍により一時中断中）。 ○ 以上の回収促進策を適確に実施し回収に尽力した結果、回収が進み、中期目標期間期首の平成30年度当初時点で203件、40億円あった求償債務は、令和4年度末現在、146件、21億円と大幅に減少した。	<課題と対応> －		
--	---	-------------------	--	-------------------------------	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-2-(5)	林業信用保証業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
木材製造業者を対象としたアンケート調査回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	通年	
都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数	年2回以上	4回	5回	2回	6回	5回	22回	
相談窓口の開設回数	－	6回	8回	6回	7回	8回	9回	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
					評価	B	評価	B
(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し等を行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。	(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成30年の基金法改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施、森林経営管理法（平成30年法	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数 <評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 林業・木材産業者の資金調達の状況、林業信用保証制度の認知度、利用に係るニーズ等を把握するためのアンケート調査を平成30年度～令和3年度までは毎年度2回（累計8回）、令和4年度は通年で実施した。 特に、令和4年度は、従来のアンケートの設問及び調査対象者等を見直し、制度普及の効果や資金ニーズ等を把握することを主目的とした新しいアンケート（お客様アンケート）を融資機関の協力を得て年間を通じて実施することとして、10月から開始した。これにより、令和5年3月末時点で現に保証を利用している138者から回答が得られ、保証の利用に至ったきっかけ、将来的な資金ニーズ、保証制度の改善点等について把握することができたことから、次年度以降の制度普及に活かすこととした。 ○ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換を、以下のとおり、40回（平成30年度～令和4年度累計）行った。 ・ 都道府県林業信用保証担当者会議を開催し、制度資金に係る都道府県の認定計画への対応状況把握等の情報交換を実施（6回）。 ・ 都道府県ごとに木材関係団体等に委嘱している相談員を対象とした会議を開催し、各地の林業者等のニーズ把握などの情報交換を実施（1回）。 ・ 在京の中央団体への訪問やウェブ会議等により、都道府県、林業・木材産業関係団体等と新型コロナウイルス感染症の影響下での制度利用、林業信用保証制度の運用、普及等に	<自己評価> 評価：A アンケート調査については、令和3年度まで毎年度2回ずつ着実に実施した結果を踏まえ、令和4年度に制度普及の効果等を把握することを主目的とする内容等に見直した上で、年間を通じて実施したことにより、これまで把握できなかった保証の利用に至ったきっかけ、将来的な資金ニーズ、保証制度の改善点等について把握することが可能となったことは、中期計画に掲げる回数を上回るものであり、大きな成果と認められる。 協力団体制度については、試行を通じ	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		

【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	律第35号）第46条に規定する林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年2回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 経営の改善発達に係る制度周知、助言等の件数 ・ 相談窓口の開設回数		について情報・意見交換を実施（33回）。 ○ 事業者に対する着実な保証制度の普及を推進するため、従来の相談員制度を廃止し、新たに林業者等へ保証制度の普及等に協力いただけたと考えられる都道府県レベルの林業関係団体について都道府県を通じて紹介いただき、協力可能な21道県37団体を対象として、令和4年11月から「協力団体制度」の試行を行った。また、令和5年4月から当該制度を本格導入することとし、令和5年3月に実施要領を制定した。この本格導入により、従来の相談員制度では、林業者等にまで関係通知やパンフレット等が行き届いていなかったが、協力団体を通じて林業者等への配布が可能となり、よりきめ細やかな保証制度の普及が期待できる。 ○ 従来、出資金の払戻しはできなかったところ、平成30年6月に出資金の払戻しができるよう制度が改正されたことを受け、平成30年度に出資持分の払戻しが可能な全出資者へ通知するとともに、信用基金ウェブサイト等で周知を行った。これにより、利用者ニーズを反映した制度運用が可能となった。 ○ 森林経営管理法に基づく経営改善発達に係る制度周知を以下により329回（令和元年度～令和4年度累計）行ったことにより、制度の認知度向上を推進した。 ・ 関係団体、都道府県庁、事業者等を訪問し、制度説明を行った（298回）。 ・ 林野庁主催の研修等の機会を捉え説明資料の配付を行った（21回）。 ・ 経営管理実施権を設定した市町村に対し、説明資料を送付した（10回）。 ○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（平成30年度～令和4年度累計38回）。これにより、自然災害等の影響を受けた利用者に対し保証による支援を推進した。	てよりきめ細やかな制度普及の推進が期待できることが明らかとなり、本格導入に至ったことについても、大きな成果と認められる。 出資金の払戻しを可能とする制度改正についても、利用者ニーズを反映した制度運用が可能となった。 森林経営管理法に基づく経営の改善発達に係る制度周知や自然災害等に対応した相談窓口の速やかな設置については着実に取り組んだ。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> —		
---	---	--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
第1－2－(6)		林業信用保証業務－林業者等の将来性等を考慮した債務保証							
2. 主な経年データ									
主要なアウトプット（アウトカム）情報									
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報	
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）		
						評価	A	評価	A
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアル整備に向けた取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○ 中期目標期間の最終年度までのマニュアル整備、本格導入に向け、平成30年度より、林業者等の将来性等を考慮した債務保証の考え方、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定に係る検討を進め、下記のとおり取り組んだ。 ・ 林業・木材産業への起業を支援する観点から、これまでは決算書がないために保証の対象外であった新規創業者に対し、新たに将来性評価の導入によって保証対象とできるようにする仕組みについて整理し、その保証引受の試行を令和2年7月から開始した。 ・ 上記の取組を進める中で、他産業を営む者で新たに林業・木材産業に参入する者については、既往事業の財務諸表を有する点において上記の新規創業者とは異なり、別の取扱いが必要であることが明らかになった。 上記実状を踏まえ、他産業から林業・木材産業への参入による新分野進出を支援し林業就業者の拡大を図る観点から、そのような取組を行う者について、新規創業者とは区分して、将来性評価を新たに導入することとし、その保証引受の試行を令和3年10月から新たに開始した。 ・ 令和2年度からの保証引受の試行結果(令和2年度～令和3年度の累計11件)に基づき、令和4年10月に「債務保証マニュアル」を改正し、新規創業者及び新分野進出者の将来性等を評価した債務保証を本格導入した。		＜自己評価＞ 評価：A 林業者等の将来性等を考慮した債務保証の考え方、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定に係る検討を着実に進め、令和2年度には新規創業者に対する保証引受の試行を開始した。 加えて、上記の取組を進める中で、別の取扱いが必要であることが明らかになった新分野進出者についても、中期目標期間中に、新規創業者とは区分して、将来性評価を新たに導入することとし、その保証引受の試行を令和3年度に開始するという、より積極的な取組を行った。 試行結果に基づき、新規創業者の将	＜評価に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に掲げた林業者等の将来性等を評価した債務保証の本格導入に向け、決算書のない新規創業者を対象とした審査手法の検討・試行を行った。その上で、林業就業者の拡大を図る観点から、新規創業者とは実情の異なる異業種からの新規参入者（新分野進出者）を対象とすることについて、法人が独自に検討した結果、新規創業者とは区分して将来性評価を導入することとし、令和3年度より新分野進出者に対する保証引受の試行を開始し、令和4年10月にその本格導入を実現したことから、「A」評価が妥当である。		＜評価に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に掲げた新規参入者の林業者等の将来性等を評価した債務保証の本格導入に向けた検討の中で、林業就業者の拡大を図る観点から、新規創業者とは実情の異なる異業種からの新規参入者（新分野進出者）を対象とすることについて、法人が独自に検討した結果、新規創業者とは区分して将来性評価を導入することとし、令和3年度より新分野進出者に対する保証引受の試行を開始し、令和4年10月にその本格導入を実現したことから、「A」評価が妥当である。	
						＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ －		＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ －	

の審査能力向上の取組を実施する。 <目標水準の考え方> ・ 林業者等の将来性の評価については、これまで体系的な方法が十分確立されていなかったことを踏まえ、マニュアルの整備に当たっては、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成30年度から実施することとし、最終年度までに本格的に導入することが適当。	といった試行を平成30年度から実施し、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。			来性等を考慮した債務保証の本格導入について、中期目標期間の最終年度までに行うとする当初目標を上回り、令和4年10月に本格導入を達成しただけでなく、信用基金自らの発案により整理した新分野進出者の将来性等を考慮した債務保証も同時期に本格導入したことは、中期目標を上回る大きな成果と認められる。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> －	<その他事項> －	<その他事項> －
---	---	--	--	---	-------------------------------	-------------------------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－2－(7)		林業信用保証業務－事務処理の適正化及び迅速化						
2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての 点検及び見直しの検討	年1回以上	1回	1回	2回	2回	2回	4回	
標準処理期間内の処理								
保証審査	7日	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
代位弁済	135日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
出資持分の払戻し	30日			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
貸付審査	3日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
担当部署及び会計部署に おける点検実施件数	－	1,616件	1,562件	1,558件	1,380件	1,177件	1,081件	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
					評価	B	評価	B
(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、	(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数 <評価の視点> 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るた	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、業務処理方法について点検し、必要に応じ見直しを行った。主な取組は以下のとおり。 ・ 令和元年10月に「出資持分払戻しに係る申請書類を簡素化した。この改正により、申請手続の効率化に貢献する成果をあげた。 ・ 保証引受審査の実状を点検し、その結果を踏まえ、令和3年10月に、「債務保証審査マニュアル」を改正した。この改正により、信用基金の保証引受審査担当者が、マニュアルの活用により一定水準以上・同一目線での審査を円滑に行えるようになり、審査業務の適正化・迅速化を期待できる成果をあげた。さらに、令和4年10月の改正では、新規創業者及び新分野進出者の将来性等を評価した債務保証を本格導入した。また、毎年度定期的に検証を行い、必要があればマニュアルの見直しを行う規定を設け、継続して点検及び見直しが行われるよう措置した。さらに、令和4年度にも次の事項について改正し、令和5年4月から適用することとした。これにより、更に実態に即した審査業務の適正化及び迅速化が期待できることとなった。 ① 実質管理案件対象の限定	<自己評価> 評価：A 出資持分払戻しに係る申請書類の簡素化に関しては、手続面での負担軽減に貢献する利用者目線にたった成果が認められる。 融資機関等関係団体に対する事務連絡等を、郵送から電子メールに変更したことにより、業務に要する時間を3日から0.5日程度に大幅に短縮するとともに、郵送コストを削減したことは、事務の効率化の観点から大きな成果と認められる。	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。 <目標水準の考え方> 前中期目標期間において、目標(85%以上の処理)の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。	必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 - 業務処理方法についての点検及び見直しの検討:年1回以上 - 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保証審査 7日 (イ) 代位弁済 135日 (ウ) 出資持分の払戻し 30日 (エ) 貸付審査 3日 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金	め、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	② 保証引受に当たっての専決事項の見直し ③ 格付と資産区分の整合性の改善 - 債権管理に関する業務処理状況を点検し、令和3年10月に、「求償権等の管理マニュアル」を改正した。この改正により、事故通知接受の手続・対応等が整備され、事務の効率化を期待できる成果をあげた。また、毎年度定期的に点検を行い、必要があればマニュアルの見直しを行う規定を設け、継続して点検及び見直しが行われるよう措置した。さらに、令和4年度にも次の事項について改正し、令和5年4月から適用することとした。この改正により、一層実態に即した事務処理の適正化が期待できることとなった。 ① 代位弁済請求に対する信用基金の基本的な方針等に関して約定融資機関に周知する時期の変更 ② 予見通知の具体例の追加 ③ 代位弁済に当たって通知文の取扱いの明確化 ④ 求償権の出資持分の処理方法の明確化 ⑤ 債権回収業者に管理・回収を委託した求償権の取扱いの明確化 - 求償権の償却手続きについて、「償却作業手順書」を令和4年11月に作成した。この結果、限られた業務時間で効率的に作業できるようになったとともに、初めて当該作業に携わる者でもマニュアルに沿って対応することにより、事務ミスを未然に防止する効果が得られた。 - 融資機関等関係団体(556先)に対する事務連絡等について、従来は郵送で送付をしていたが、対応可能な先については令和4年8月から電子メールに切り替えることとしてメールアドレスの収集を行い、令和4年度末時点で527先について電子メールに切り替えた。その結果、送付文書の印刷、送付用封筒への宛名印刷及び封筒への文書封入等に3日ほど要していた作業が削減され、0.5日程度で送付することが可能となり、事務処理の効率化につながった。さらに、郵送コストも大幅に削減することができた。 ○ 令和3年12月に、新たに基金内に林業信用保証業務運営の検証委員会を立ち上げ、上記の「債務保証審査マニュアル」、「求償権等の管理マニュアル」の点検及び見直しの取組を含め、林業信用保証業務の実施に係る点検等を行う体制を強化した。 イ 標準処理期間内の事務処理 ○ 事務は、台帳等で進捗を管理することにより迅速な処理に努め、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保証料や貸付金の確実な徴収 ○ 保証料について、担当部署及び会計部署のそれぞれの部署が把握している金額を担当部署の複数の職員が突合し、正確	「債務保証審査マニュアル」の改正により、審査業務の適正化・迅速化、「求償権等の管理マニュアル」の改正により、事務の適正化を期待できる成果が認められる。 「償却作業手順書」作成に関しては、効率的・正確に業務を処理することが期待できる成果が認められる。 なお、業務処理方法についての点検及び見直しの検討を平成30年度から令和4年度まで累計で11回実施しており、中期目標の水準を大きく上回る取組を行った。 加えて、令和3年度に、新たに林業信用保証業務運営の検証委員会を立ち上げ、業務の実施に係る点検等を行う体制を強化するとともに、その結果を林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換し、信用基金ウェブサイトで公表することにより、透明性を確保する、というより積極的な取組を行った。 また、標準処理期間内の事務処理の達成、保証料や貸付金の徴収を確実に行った。 以上のとおり、中期目標の水準を上回		
---	--	--------------------------------------	---	---	--	--

ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数		性の点検を行い、定められた納入期日までに確実に徴収した。 ○ 貸付金について、確実に回収した。	る取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> —		
---	---	--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3	漁業信用保険業務

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
漁業信用保険業務			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)
(1)	適切な保険料率・貸付金利の設定 (第1－3－(1) 参照)						
(2)	保険事故率の低減に向けた取組 (第1－3－(2) 参照)	予算額（千円）	21,135,435	16,486,441	20,501,229	16,502,420	14,945,900
(3)	求償権の管理・回収の取組 (第1－3－(3) 参照)	決算額（千円）	17,700,590	14,158,642	16,990,016	13,246,931	11,299,006
(4)	利用者のニーズの反映等 (第1－3－(4) 参照)	経常費用（千円）	1,697,033	1,895,445	1,402,419	1,301,863	1,044,843
(5)	事務処理の適正化及び迅速化 (第1－3－(5) 参照)	経常収支（千円）	2,760,632	842,921	899,594	1,107,251	844,683
		行政コスト（注）（千円）	△1,750,245	1,895,467	1,404,412	1,301,863	1,044,895
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	※108

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 漁業信用保険業務 （1）適切な保険料率・貸付金利の設定（第1－3－（1）参照） （2）保険事故率の低減に向けた取組（第1－3－（2）参照） （3）求償権の管理・回収の取組（第1－3－（3）参照） （4）利用者のニーズの反映等（第1－3－（4）参照） （5）事務処理の適正化及び迅速化（第1－3－（5）参照）	第1－3－（1）～（5）を参照。	同左	同左	評価：A 3項目についてA、2項目についてBとしたことから、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。	評価	A	評価	A
					＜評価に至った理由＞ 5つの小項目のうち、3項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目（（1）適切な保険料率・貸付金利の設定）でAとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。		＜評価に至った理由＞ 5つの小項目のうち、3項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目（（1）適切な保険料率・貸付金利の設定）でAとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。	
					（3項目×3点＋2項目×2点＋1項目×3点）／（5項目×2点＋1項目×2点）＝133.3%		（3項目×3点＋2項目×2点＋1項目×3点）／（5項目×2点＋1項目×2点）＝133.3%	
					※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い1項目（（1）適切な保険料率・貸付金利の設定）については、ウエイトを2倍としている。		※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点とし、重要度が高い1項目（（1）適切な保険料率・貸付金利の設定）については、ウエイトを2倍としている。	
					＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善			

					方策＞ － ＜その他事項＞ －	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －
--	--	--	--	--	------------------------------	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(1)	漁業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）								
漁業近代化資金及び漁業 経営改善促進資金								
	20トン以上	－	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%	
	その他	－	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	年0.22%	
事業資金								
	20トン以上	－	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	年1.05%	
	その他	－	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	年0.77%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価		（見込評価）	
							（見込評価）	（期間実績評価）
3 漁業信用保険 業務 （1）適切な保険料 率・貸付金利の設 定 ア 保険料率に ついては、適正 な業務運営を 行うことを前 提として、漁業 の特性を踏ま えつつ、リスク を勘案した適 切な水準に設 定する。 その際、収支 均衡に向けて、 業務収支の状 況や保険事故 の発生状況の 実態等を踏ま え、毎年度、料 率算定委員会 において保険	3 漁業信用保険 業務 （1）適切な保険料 率・貸付金利の設 定 ア 保険料率に ついては、適正 な業務運営を 行うことを前 提として、漁業 の特性を踏ま えつつ、リスク を勘案した適 切な水準に設 定する。 その際、収支 均衡に向けて、 業務収支の状 況や保険事故 の発生状況の 実態等を踏ま え、毎年度、料 率算定委員会 において保険	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保 険事故の発生状況の 実態等を踏まえ、料 率の点検、検討は行 われているか 基金協会に対する貸 付金利は、適切な水 準に設定されている か	<主要な業務実績> ア 保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し ○ 料率算定委員会を毎年度開催し、保険料率水準の点検を実施した。その結果は以下のとおり。 ・ 平成30年度～令和4年度のいずれの年度においても、現 行の保険料率の見直しを据置くことが適当との結論とな ったため、第4期中期目標期間において保険料率の見直し は行わなかった。 ・ 令和2年度の料率算定委員会においては、近年、災害に よる影響が大きくなっていること、全国漁業信用基金協会 の一部の支所から、信用基金に対し、災害特例保険料率の 創設について要望があったこと、全国漁業信用基金協会の 一部の支所では独自に被災漁業者等に対する保証料率の 引き下げを行っていることから、災害特例保険料率を設定 することが必要との結論が出され、災害特例料率の設定 （通常保険料率から5割～6割程度引き下げ）に係る業務 方法書の改正については、令和3年3月26日に主務省の認 可を受けた。（令和3年4月1日より施行） ・ 令和3年度の料率算定委員会においては、2年度の保険 料率算定委員会において、引受や残高が減少し、理論値保 険料率の算出が困難となっており、かつ、資金の性格に類 似性のある資金（一般緊急融資資金、借替緊急融資資金及 び経営安定資金、事業資金のうち旧債整理資金）について、 資金等種類区分を大きくくり化することが適当としたこと		<自己評価> 評定：A 保険収支、漁業者 の経営状況、漁業者 間の事故率等を勘案 して適切な保険料率 を設定した。 これに加え、 ①被災漁業者の漁業 経営の再建を図る ための資金につい て、新たに保険料 率を5～6割程度 引き下げる災害特 例料率を導入し た。 ②沿岸漁業改善資金 の料率設定におい ては、地方自治体 からの要望を踏ま え、漁業者の負担 を最小限に抑える 観点から、漁業近 代化資金と同等の		評定 A <評定に至った理由> 中期目標及び中期計 画に基づく取組を適確 に実施することはもと より、被災漁業者の漁 業経営の再建を図るた めの資金について、通 常より5割～6割程度 引き下げた災害特例料 率を令和2年度に導入 し、4年度も継続見込 である。 本見直しは、被災漁 業者の経営改善に資す る取組であり、かつ、漁 業信用保険部門の収支 均衡にも配慮して行わ れたことから、「A」評 価が妥当である。 <指摘事項、業務運営 上の課題及び改善方策 >	評定 A <評定に至った理由> 中期目標及び中期計 画に基づく取組を適確 に実施することはもと より、被災漁業者の漁 業経営の再建を図るた めの資金について、通常 より5割～6割程度引き 下げた災害特例料率を 令和2年度に導入し、令 和3年度以降も継続し た。 本見直しは、被災漁業 者の経営改善に資する 取組であり、かつ、漁業 信用保険部門の収支均 衡にも配慮して行われ たことから、「A」評価 が妥当である。 <指摘事項、業務運営上 の課題及び改善方策>

料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 <目標水準の考え方> - 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 - 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。		を受け「経営維持資金」として料率区分を統合し、料率を設定した（基金協会・支所によっては、従来の保証料率との関係で支障が生じる可能性もあることから、1年間経過措置を設定。）。 また、沿岸漁業改善資金において、地方分権一括法において、転貸融資方式を導入し、同方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする旨の改正がなされ、信用基金において保険料率を新たに設定することに係る業務方法書の改正については、令和4年3月25日に主務省の認可を受けた（令和4年4月1日より施行）。 - 令和4年度の料率算定委員会においては、第5期中期目標期間以降の検証に当たって、以下のとおり考え方を整理した。 ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、 ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること を前提にしつつ、 ③ 保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定していく必要がある。 - 上記の考え方に基づき、第5期中期目標期間において、 ① 近代化資金については、理論値保険料率が設定保険料率を下回っていること等を考慮し、理論値保険料率の推移を見守りつつ、設定保険料率の見直しについて検討する。 ② 事業資金及び経営維持資金については、現時点では、理論値保険料率が設定保険料率を大きく上回っていることから、制度運営の安定性を考慮した上で、どの程度設定保険料率を理論値に近づけることが適当なのかについて検討する。 ○ 上記の料率算定委員会の結果については、漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html イ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」（平成30年度～令和3年度）及び日本銀行の「時系列統計データ検索サイト」で公表されている貸付予定日の属する月の前々月の「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」（令和4年度）における預入期間ごとの利率に2分の1を乗じ	料率を設定した。 ③従来の保険料率区分のままで、今後、理論値の算出が不可能となり兼ねない状況であった負債整理関係資金について、将来の引受に悪影響が生じないよう経営維持資金を創設し、漁業経営の存続に係る負債整理資金に関する本見直しを積極的に行った。 ①～③は、中期目標・中期計画で定められた事項ではなく、信用基金が積極的に取り組んだことである。 また、以上の取組に加え、保険料率算定委員会において、第5期中期目標期間以降の保険料率の見直しの考え方について、資金全体の収支だけではなく、資金毎の理論値の推移に着目して料率の見直しを検討するという視点を示し、基金協会と情報を共有することによって、継続的安定的な制度運営のための財務基盤の確立に向けた道筋をつけた。 このように、中期目標を上回る水準の取組であることから、Aとする。 <課題と対応> －	－ <その他事項> －	－ <その他事項> －
---	--	--	---	--	--	--

			て得た利率を、引き続き適用した。			
--	--	--	------------------	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－3－(2)		漁業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組						
2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① （百万円）	－	383,754	76,797	150,921	244,015	313,158	372,194	
今期保険金支払額 ② （今期引き受けた案件の み）（百万円）	－	2,482	－	47	268	704	951	
保険事故率（②÷①）	中期目標期間中 の保険事故率： 0.95%以下	0.65%	－	0.03%	0.11%	0.22%	0.26%	

※30年度の保険金支払額及び保険事故率については、実績が無かったため「－」で表記。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
					評価	A	評価	A
(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を	(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、情報の共有等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の事故率は0.26%であり、定量的指標（0.95%以下）を達成した。 ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。 ・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議0件（平成30年度～令和4年度累計） ・ 大口保険引受案件の事前協議321件の全件（平成30年度～令和4年度累計） ・ 大口保険金請求案件の事前協議77件の全件（平成30年度～令和4年度累計） ・ 近年の漁業信用保険業務においては、事故率が低位で推移しているが、国内の漁業をめぐる経営環境は、自然災害、国際情勢などの影響を受け、不安定な状況となっていることから、大口保険引受案件の事前協議について、信用基金及び基金協会の現行体制の中でいかにすれば有効に機能するかという観点から、 1. リスクが高いと思われる資金等に係る事前協議対象範囲の拡大 2. 相対的にリスクが低いと思われる資金にかかる事前協議対象範囲の緩和 3. 経営良好（直近3ヶ年収支平均が黒字であること、繰	<自己評価> 評価：A 中期目標期間中の保険事故率は、令和4年度末で0.26%であり、定量的指標（0.95%以下）の達成度合いが120%以上となった。 保険事故率が抑制されるよう、基金協会とともに大口の保険金請求案件の事前協議や、保険引受審査・保険金支払審査等に係る情報共有・意見交換等を着実に実施したことに加え、直接的に保険事故等の抑制に繋がる新たな助成事業を創設したこと、これに加え、制度の安定的・	<評価に至った理由> 本項目は定量評価項目であり、保険事故率の目標値の達成度合いが120%以上であることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険事故率の低減に資する取組として、令和2年度以降、法人が独自に、各基金協会が行う期中管理活動等への助成事業（例えば、被保証者の信用調査や、融資機関に同行した被保証先の巡回等への助成）に取り組んだ。 この取組等により、保険事故率の目標値の達成度合いが120%以上となったことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	

全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保険者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実に行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期	全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、漁業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保険者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実に行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を		越欠損金がないこと)かつ総合償還計画が妥当と判断できる場合、これらの確認書類を報告することで事前協議に代えることができるとしている「大口事前協議の特例」について、上記条件に該当するか否かの確認の徹底を内容とする事前協議の対象範囲を見直し、令和3年1月から実施した。 - 大口代位弁済の事前協議について、より適切な期中管理を促し、着実に事故率の低減を図る観点から、令和3年12月に、協議の対象を現行「代位弁済の総額が5,000万円以上」から「保険金額の総額が3,000万円以上」に見直し、令和4年1月から実施した。 イ 融資機関との適切なリスク分担 - 業務運営の検証委員会を毎年度開催し、現在実施している部分保証やペナルティー方式等の方策について導入効果等の検証を行い、以下の結論を得た。 - 部分保証やペナルティー方式については、一定の効果は認められるものの、基金協会が個別に取組を拡大して行くには限界がある。 - 近年の保険金支払は低水準にあるが、漁業を巡る情勢は、継続的な不漁やコロナ禍により不安定な状況にあることを勘案すると、今後、事故の増加も懸念される。 - 制度を安定的・継続的に運営していくためには、保険事故率低減のため、融資機関、基金協会及び信用基金が適切なリスク分担を図る対応を強化する必要があるものと考えられ、その対応案については次のとおり整理した。 ①設備資金と比べ事故率が高く、無担保で融資されているケースが多い運転資金の保証引受に当たって、正常な運転資金の範囲の考え方を基準として示し、その範囲内で保証を引き受けるべき ②関係者が一体となって適正な期中管理に取り組むべき - 以上の整理に基づき、令和4年4月から取組を実施。 - なお、令和4年度においてアンケート調査及び勉強会を実施し、期中管理の考え方等の浸透状況等を把握したところ、期中管理の考え方等について、一定の理解が得られ、基金協会・支所が問題意識を持って取り組んでいることが確認された。 - 上記の業務運営の検証委員会の結果については、漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。その内容は信用基金ウェブサイトで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html ウ 保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整 - 大口保険引受案件について、事前協議を通じて得られた情	継続的な運営のための保険事故率低減のため、融資機関と基金協会、信用基金が適切なリスク分担を図る観点から、期中管理や引受けに関して、融資機関、基金協会、信用基金がどのように取り組むべきかを考え、関係者とも積極的かつ丁寧に意見交換を行うよう整理したこと、これらの考え方に基づく保険事故率の低減に資する取組を令和4年4月から実施したことは、これまでにない新たな取組であることから、Aとする。 <課題と対応> －	－ <その他事項> －
---	--	--	---	---	--

間中の保険事故率(直近10年の平均実績:0.95%) <想定される外部要因> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率:0.95%以下		報を基金協会に共有するとともに、意見調整を着実に行った。 ○ 令和3年度からは、代位弁済事前協議又は保険金支払審査の結果、期中管理等に改善の余地のある事案については、「申送り」を作成、基金協会へ発出し、以後の改善を促すとともに、今後の保険引受審査の参考となるよう引受部門に対し当該事案の共有を行った。 ○ 求償権の回収促進のため求償権残高を有する(償却済み案件を除く)38基金協会・支所ごとの回収目標額に係る個別協議を実施する際に、求償権を有する基金協会から、代位弁済の発生見込みや現地の水産事情について、併せて把握した。 ○ 令和2年度より、最近の事故事例に基づき、 1. 代位弁済(保険金支払)までの経緯 2. 保証(保険)引受に問題がなかったか 3. 事故の予兆がなかったか 4. 予兆に対して適切な措置はとられたか 等について、振り返り(点検・検証)を行い、その上で、引受審査から期中管理の段階まで、今後の留意すべき事項を整理した事故事例を作成し、信用基金ホームページに新たに設置された関係者専用ページに掲載することにより、基金協会に提供した。 ○ 保険事故率の低減を図るため、基金協会における保証債務の期中管理の取組をより効果的に支援できるよう新たな助成事業を令和2年から実施した。本助成事業により、基金協会・支所においてウェブ会議に対応したPC等のインフラ整備を行いコロナ禍でも求償債務者との面談を行うなど、事故率を低減させるための取組が進んだ。 これにより、令和2年度以降、基金協会においては同事業を活用して、 ①個人信用情報機関への照会等の信用調査 ②融資機関同行巡回 ③担当職員の資質向上のための研修 などの保険事故率低減に繋がる取組強化が行われた。			
---	---	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(3)	漁業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	770	678	596	656	562	442	
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収見込調査実施回数	年2回以上	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率	87%以上	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評定	A	評定	A
(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収見込調査実施状況、個別協議実施状況等）	(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上 <評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 回収見込調査は毎年度2回実施した。 ○ 基金協会・支所から提出された「求償権分類管理表」に基づき、求償権回収方針や求償債務者の現況について、求償権を有する全ての基金協会・支所と個別協議を実施した（平成30年度～令和4年度の個別協議実施率100%）。 このうち、各年度の上半期の回収実績の進捗率が低かったのべ54基金協会・支所（平成30年度～令和4年度）について、下半期に個別協議を実施した。 ○ 保険金支払に係る求償権の早期かつ円滑な回収を図るため、令和2年度から基金協会に対する助成事業を実施し、同助成事業の活用によって、基金協会においては、外部専門家（弁護士、調査会社等）の活用等により求償権の管理・回収に係る法的手続きを促進する等、回収向上に向けた取組が行われた。 これにより、令和2年度以降、基金協会においては同事業を活用して、 ① 強制執行（競売、債権差押等）、支払督促等の法的措置の実施 ② 弁護士の積極的な活用 ③ 回収専門員の臨時雇用 ④ 管理・回収のためのインフラ整備（現地交渉のためのタブレット購入、ウェブ環境整備） など、求償権の管理強化・回収向上のための取組強化が行われ	<自己評価> 評定：A 回収向上のため回収実績の進捗管理や基金協会との個別協議を着実に行ったことに加え、新たに基金協会の回収率の向上に繋がるよう回収事例の整理・提供（優良な回収事例の共有）を行ったこと、また、令和2年度に創設した助成事業において、その活用実績についての各基金協会間での共有を積極的に行い、基金協会において、その事例を参考として、信用基金からの助成金を活用し求償権の管理・回収促進のための取組を強化した。	<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、求償権の管理・回収の促進に資する取組として、法人が独自に、各基金協会の求償活動に対する助成事業（例えば、回収専門員の臨時雇用や弁護士への依頼等を実施する際に助成）に取り組んだことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、求償権の管理・回収の促進に資する取組として、令和2年度以降、法人が独自に、各基金協会の求償活動に対する助成事業（例えば、回収専門員の臨時雇用や弁護士への依頼等を実施する際に助成）に取り組んだことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		

			た。 ○ 令和２年度以降、求償権の回収向上に資するため、基金協会から回収事例を収集し、効果的な回収方法、特徴的な回収方法について整理し、信用基金ホームページに令和２年度に新たに開設した関係者専用ページに掲載することにより、基金協会に提供した。	特に、令和２年度以降の３年間の平均保険金支払額（約６億円）が、令和元年度までの３年間の平均保険金支払額（約１３億円）に比べ大幅減となり、かつ無担保・無保証人制度の普及を背景に回収財源が限られる中で、２年度以降は、各年度の保険金支払額相当もしくはそれを超える回収実績を上げていることは評価できる。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組みを行ったことから、Ａとする。 <課題と対応> －		
--	--	--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－3－(4)		漁業信用保険業務－利用者のニーズの反映等						
2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年1回以上	－	1回	1回	1回	1回	1回	
漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数	年7回以上	－	7回	8回	22回	19回	20回	
現地水産関係団体との情報・意見交換回数	年3回以上	－	5回	3回	1回 ※	4回	3回	
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。	(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上 ＜評価の視点＞ 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○ 制度に関する利用者のニーズを把握するとともに、業務処理方法についての点検及び見直しを図るため、利用者へのアンケートによる意見募集を5回（平成30年度～令和4年度累計）行った。 利用者へのアンケートを踏まえ、平成30年度においては、大口保険引受の事前協議の事務手続きの簡素化や保証保険契約申込書の添付書類の簡素化を図った（平成31年4月より実施）。 令和2年度及び3年度においては、融資機関との適切なリスク分担について、期中管理や引受けに関して、融資機関、基金協会、信用基金がどのように取り組むべきか議論を行いつつ整理し、その考え方に基づく取組を、令和4年4月から実施する体制を整えた。 令和4年度においては、期中管理の考え方等の浸透状況等を把握し、期中管理の考え方等について、一定の理解が得られ、基金協会・支所が問題意識を持って取り組んでいることを確認するとともに、今後は、融資機関も含めて期中管理に積極的に関与するよう共通ルールの確立を目指すこと等、検討課題を整理した。 ○ 基金協会の各地区ブロック会議等において意見交換を76回（平成30年度～令和4年度累計）行った。また、現地水産関係団体等を訪問し幅広く意見交換を16回（平成30年度～令和4年度累計。ウェブ会議を含む。）行った。令和2年度及び3年	＜自己評価＞ 評価：B 利用者へのアンケートによりニーズを把握するとともに、漁業信用保証保険制度の普及推進・利用促進に取り組んだ。 また、災害発生時には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応したことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ －	評価	B	評価	B
					＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －		＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －	

【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上		度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、現地水産関係団体等の訪問は行えなかったが、ウェブ会議による意見交換を5回行い、4年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況をみつつ、現地での意見交換を3回行った（※令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により指標を下回る実績となったが、基金協会や融資機関等関係機関との情報・意見交換は例年以上に実施することにより現地の状況を聴取する等した。）。 ○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（平成30年度～令和4年度累計35回）。			
---	--	--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-3-(5)	漁業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年1回以上	－	1回	1回	1回	1回	1回	
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
保険金支払審査	25日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
納付回収金の収納	29日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
短期資金貸付審査	8日	－	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評価	B	評価	B
(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法	(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上 <評価の視点>	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 令和元年度から4年度において、公文書の発出にかかる事務処理が適切に行われなかった事案等が発生したが、都度、再発防止策を講じることにより、適切な事務処理の実施を図った。 ○ 直近の令和4年度においては、国の補助事業の保険引受等の状況について、四半期に1回報告を行っている「報告書」の一部で保険引受残高の記載誤りが判明した。 事案原因は、当該事業に係る保険引受一覧表（以下、「一覧表」という）を作成し、一覧表から報告書へ転記を行う際に作成者の記載誤り、また、確認者が誤りに気づくことが出来なかったことにより発生したものであり、再発防止策として、 ① 一覧表からの転記部分をハイライト表示することによる転記ミス防止、 ② 一覧表と報告書の転記部分に確認者が記号を付すことによるチェック漏れの防止 を行うことにより、再発防止を図った。	<自己評価> 評価：B 公文書の発出に係る事務処理が適切に行われなかった事案等があったが、適切な処理を行うとともに、再発防止策を講じた。 上記を踏まえ、概ね計画が達成されていることから、Bとする。 <課題と対応> －	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。 <目標水準の考え方> 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについ	について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 - 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 - 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 （ア）保険通知の処理・保険料徴収 37日 （イ）保険金支払審査 25日 （ウ）納付回収金の収納 29日 （エ）貸付審査 漁業長期資金償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利	利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 ○ 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行い、定められた納入期日に確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。			
--	---	--	--	--	--	--

ては、標準処理期間から除くことが適当。 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上					
---	---	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4	農業保険関係業務

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
農業保険関係業務			平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）
（１） 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第１－４－（１）参照）		予算額（千円）	117,321,504	161,344,943	161,352,705	161,350,000	161,344,590
（２） 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 （第１－４－（２）参照）		決算額（千円）	403,700	1,015,949	1,552,774	14,758	517,409
		経常費用（千円）	14,187	14,585	12,903	16,641	18,100
		経常収支（千円）	5,575	177	△617	△2,910	△1,674
		行政コスト（注）（千円）	△5,549	14,630	14,381	16,641	18,152
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	※108

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4 農業保険関係業務 （1） 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第1－4－（1）参照） （2） 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 （第1－4－（2）参照）	第1－4－（1）及び（2）を参照。	同左	同左	評価：B 2項目についてBとしたことから、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。	評価 B <評価に至った理由> 2つの小項目のうち、2項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。 （2項目×2点）／（2項目×2点）＝100.0% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	評価 B <評価に至った理由> 2つの小項目のうち、2項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。 （2項目×2点）／（2項目×2点）＝100.0% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(1)	農業保険関係業務－農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数	年1回以上	3回	10回	18回	19回	15回	56回	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知状況	4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数:年	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数:年1回以上 <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 農業保険関係業務についての情報提供の充実 NOSA I イントラネットに、以下の情報を掲載した。 ① 農業保険関係業務の概要（毎年度） ② 農業共済組合等の財務状況調査結果（毎年度） ③ 貸付金利の変更（延べ106回） ④ 農業保険関係業務貸付取扱要領の変更（平成30年度、令和4年度） ○ 全国会長会議等の全国会議において、農業保険関係業務の業務実績等について説明した。 ○ 利用者である農業共済団体から、事業運営の実態にあわせて信用基金の貸付取扱要領を見直すよう要請があり、その要請に応じて、信用基金は貸付額の算定方法や徴求書類の変更を行った。 なお、意見があったものの、反映していない案件はない。	<自己評価> 評定：B 情報提供の充実及び利用者の意見の反映に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> －	評定	B	<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

	1 回以上					
--	-------	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(2)	農業保険関係業務－共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	4日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
					評価	B	評価	B
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつ	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつ	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> ア 民間金融機関から融資を受けるよう促進 ○ NOSAIイントラネットや、全国会長会議等の全国会議を通じて、共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促した。 ○ 共済団体に対し、災害等により被災した農業者に対する共済金の支払いに必要な資金の貸付けを8回（平成30年度～令和4年度累計）行った。 いずれの貸付けについても、 ・ 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか ・ 緊急的な対応ではない場合、民間金融機関からの融資を検討した上で信用基金から借入れを行うこととした理由を内容とする調書を徴求した。 ○ 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 イ 適切な水準の貸付金利の設定 ○ 貸付金利について、農業共済団体等にとって過大な負担にならないよう、市中金利と同程度の水準（借入申込み期間に相当する全銀協日本円TIBORレートに、一定の率を上乗せ）に設定した。 ウ 貸付金及び貸付金利息の確実な回収 ○ 貸付金及び貸付金利息について、定められた期日どおりに全額回収（償還期限未到来分を除く）した。	<自己評価> 評価：B 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> —	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —	

つ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	つ、標準処理期間（４日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。					
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	漁業災害補償関係業務

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
漁業災害補償関係業務			平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）
（１） 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第１―５―（１）参照）		予算額（千円）	28,431,756	28,428,508	28,440,045	30,560,625	69,188,336
（２） 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 （第１―５―（２）参照）		決算額（千円）	14,149	17,120	15,528,058	67,230,227	68,307,712
		経常費用（千円）	9,703	15,988	20,295	21,382	21,360
		経常収支（千円）	△3,820	△9,952	△9,923	51,714	49,297
		行政コスト（注）（千円）	2,630	15,992	20,417	21,382	21,399
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	※108

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 (第1－5－(1) 参照) (2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 (第1－5－(2) 参照)	第 1 － 5 － (1)及び(2)を参照。	同左	同左	評価：A 1 項目についてA、 1 項目についてBとしたことから、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。	評価	A	評価	A
					<評価に至った理由> 2つの小項目のうち、1 項目でA、1 項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。 (1 項目×3 点+1 項目×2 点)／(2 項目×2 点) =125.0％ ※算定にあたっては、評価毎の点数を、 S：4 点、A：3 点、B：2 点、C：1 点、 D：0 点としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		<評価に至った理由> 2つの小項目のうち、1 項目でA、1 項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。 (1 項目×3 点+1 項目×2 点)／(2 項目×2 点) =125.0％ ※算定にあたっては、評価毎の点数を、 S：4 点、A：3 点、B：2 点、C：1 点、 D：0 点としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(1)	漁業災害補償関係業務－漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数	年1回以上	－	1回	2回	2回	2回	2回	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価		（見込評価）	
							（見込評価）	（期間実績評価）
5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。	5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年1回以上 <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実 毎年度、信用基金ホームページに掲載しているリーフレットを更新した。 利用者の利便性向上の観点から、諸規程の改正などについて信用基金ホームページに関係者専用ページを設置して掲載した。 また、利用者等に対し情報提供の充実を図る観点から、業務統計年報をホームページ上に掲載した。 https://www.jaffic.go.jp/guide/gyosai/index.html ○ 令和3年度に、不漁の継続や新型コロナウイルス感染症の影響により、想定していない規模の漁業共済の支払が生じ、国が支払うべき保険金の支払不足が生じている状況の中、利用者である漁業共済団体から、信用基金へ貸付限度額及び短期借入金の限度額を上回る借入れの要請があったことから、その要請に応えるため、信用基金は業務方法書に定める貸付限度額及び中期計画に定める短期借入金の限度額の認可申請を経て、信用基金から漁業共済団体への貸付けを行った。 また、漁業災害補償関係業務運営委員会で各委員からご報告いただいた漁業被害の状況等の情報を、信用基金は各県の被害状況の把握や今後の資金ニーズの把握、借入額の予測に活用した。 なお、意見があったものの、反映していない案件はない。		<自己評価> 評定：B 情報提供の充実及び利用者の意見の反映に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> －			
【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知状況	【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務						評定 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	評定 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

	務の周知回数： 年1回以上					
--	------------------	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
第1－5－(2)		漁業災害補償関係業務－共済団体に対する貸付業務の適正な実施								
2. 主な経年データ										
主要なアウトプット（アウトカム）情報										
指標等	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
標準処理期間										
貸付審査	－	－	－	－	100%	100%	100%			
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)			
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> ○ 共済団体に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促したが、市中銀行等からの借入れに要する時間や借入金額についてスムーズな対応が困難であることから、令和2年度より信用基金が貸付けを行うことになった。 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ○ 貸付金利については、令和2～4年度に検証を行った結果、信用基金が貸付原資を調達するに当たった金融機関の貸出コスト等から全銀協日本円TIBORレートに0.35%上乗せした利率を適用した。 ○ 貸付金及び貸付金利息については、共済団体から定められた期日に回収した。 ○ 上記に加え、当初の計画にない以下の事項を実施した。 ・ 令和2～3年度にかけて、多くの魚種で共済金の支払が続く、この共済金支払い原資に充てるための信用基金から共済団体への貸付け及び信用基金の貸付資金調達のための民間金融機関からの借入れが多額となったことから、令和3年度に信用基金において、業務方法書に定める貸付限度額の変更、中期計画における借入限度について、通則法第45条第1項のただし書による限度額超過の認可申請を行うことにより、共済団体に対する貸付けに影響が出ないよう対応を行った。 ・ 第4期中期目標期間中の貸付金の最高残高は188億円であったが、この水準は、昭和39年の制度創設以来最高の残高水準であり、漁業災害補償関係業務に対する出資金及び利益剰余金の計約60億円の2倍を超える水準での借入れを行った上で	<自己評価> 評価：A 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施に取り組んだことに加え、以下の事項を実施したことから、Aとする。 (自己評価の考え方) 不漁の継続や、新型コロナウイルス感染症の影響による多くの魚種における需要減退及び価格低迷により、第4期中期目標・中期計画の策定時において想定していなかった規模の漁業共済による支払が生じたため、令和2年度に国が漁業共済団体に支払うべき保険金の支払不足が生じたが、信用基金から漁業共済団体に保険金相当額の貸付けを実施することにより漁業者への共済	評価	A	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、令和2年度及び令和3年度について、魚価の大幅な下落（新型コロナウイルス感染症拡大の影響）や深刻な不漁により、想定を上回る規模の漁業共済金の支払が必要となり、支払財源の国庫負担分が一時的に不足する事態となったところ、法人が主体的に民間金融機関から資金を調達し、これを漁業共済団体に貸し付ける取組を行った。このことにより、漁業災害補償制度の安定的かつ円滑な実施に貢献したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	評価	A	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、令和2年度以降、魚価の大幅な下落や深刻な不漁により、想定を上回る規模の漁業共済金の支払が必要となり、支払財源の国庫負担分が一時的に不足する事態となったところ、法人が主体的に民間金融機関から資金を調達し、これを漁業共済団体に貸し付ける取組を行った（第4期中期目標期間中の新規貸付金308億円）。このことにより、漁業災害補償制度の安定的かつ円滑な実施に貢献したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項>

件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。		の貸付けであった。このように、国・漁済連との借入希望額についての緊密な連絡体制の構築や、民間金融機関から必要額を安定的に調達するための働きかけ等に努めたことにより、出資金等の水準を大きく超える貸付けを安定して実施することを可能とした。 ・ 業務方法書上の貸付限度額について、第4期中期目標期間に緊急避難的な対応が必要となったことを踏まえ、第5期中期目標の開始に向けて、貸付限度額のあり方について検討を行い、出資額の4倍と定めていた貸付限度額を、漁業共済団体への安定的・機動的な資金供給が行えるよう「共済金又は再共済金の支払に必要な額」に変更し、業務方法書の変更を行った（令和5年3月22日認可）。	金の支払いが滞りなく行われた。 令和3年度においては、貸付額及び借入額が業務方法書に定める貸付限度額及び中期計画に定める短期借入金の限度額を超過することが見込まれたため、資金ニーズの動向を適切に見極め、速やかに令和3年度及び4年度における貸付限度額の変更、短期借入金の限度額超過の認可申請を行った（貸付限度額（漁業共済組合連合会について166億円から270億円）、短期借入金の限度額（110億円から227億円））。 また、出資金等の額を大きく超える水準での貸付けを実施するため、国・漁済連との借入希望額についての連絡体制の構築や、民間金融機関から必要額を安定的に調達するための働きかけ等に努めたことが、安定した貸付けの実施を可能とし、漁業共済制度の安定的運営に大きく寄与したこと。 <課題と対応> －	－ <その他事項> －	－
--	---	--	--	---	--	----------

中期目標期間評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-1	事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費の削減）

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）		30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
事業費（百万円）	－	10,567	4,383	4,120	4,490	3,513	3,354	2,970	
うち保険金（農業）	－	6,946	2,291	2,394	2,464	2,001	1,934	1,761	
保証保険事業助成金（農業）	－	28	28	28	28	279	474	418	令和2年度から、助成内容、助成額及び計上科目を見直したところであり、前年度と数値の継続性はない。
代位弁済費（林業）	－	1,200	673	525	642	419	116	260	
求償権回収事業委託費（林業）	－	20	14	10	7	26	28	14	
保険金（漁業）	－	2,358	1,363	1,147	1,336	692	679	395	
保証保険事業助成金（漁業）	－	14	14	15	14	96	123	122	令和2年度から、助成内容、助成額及び計上科目を見直したところであり、前年度と数値の継続性はない。
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減			－	－	－	－	－	－
29年度予算に対する削減率（実績値）	－	－	－	61.0%	57.5%	66.8%	68.3%	71.9%	5カ年の平均削減率は65.1%。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> ○ 事業費削減率 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の29年度予算に対する平均削減率は、65.1%であり、中期目標期間を通じて定量的指標（5%以上）を達成した。 ○ 事業費（保険金、代位弁済費、保証保険事業助成金及び求償権回収事業委託費）の第4期中期目標期間中の支出額実績は、2. 主な経年データのとおりに目標を達成した。 ○ 農業・漁業の各基金協会との事前協議の徹底、適正な引受審査の実施等を通じて保険金支払ないしは代位弁済費の支出の	<自己評価> 評定：A 中期目標期間中の事業費の平均削減率は、65.1%であり、定量的指標（5%以上）の達成度合が120%以上となった。 また、保険金支払ないしは代位弁済費	評定	A	評定	A
1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収	1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収	<評価の視点> 事業費の削減が図られているか			<評定に至った理由> 本項目は定量評価項目であり、事業費削減の目標値の達成度合が120%以上であることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策		<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することにより、令和4年度の事業費の削減率は平成29年度比で71.9%であり、事業費削減の目標値の達成度合が120%以上となったことから、「A」評価が妥	

事業委託費)については、中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減する。 <想定される外部要因> ・ 保険金及び代位弁済費については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	事業委託費)については、中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減する。		抑制に精力的に取り組んだこと(第1-1-(3)、第1-2-(3)及び第1-3-(2)を参照)により、上記のとおり大幅な削減率になったものと考えられる。	の支出の抑制に向けて、各勘定において精力的に取り組を行った。 以上のとおり、中期目標を上回る水準となったことから、Aとする。 <課題と対応> —	> — <その他事項> —	当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —
--	--	--	--	--	--	--

中期目標期間評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-2	経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)		30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
一般管理費（A）（百万円）		2,011	1,679	1,723	1,860	1,813	1,879	1,607	
うち削減対象外経費（B）		1,599	1,387	1,379	1,531	1,556	1,579	1,434	
一般管理費（削減対象）（A－B）		412	292	345	329	257	299	173	
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上削減			－	－	－	－	－	
29年度予算に対する削減率	－	－	－	16.3%	20.2%	37.5%	27.3%	57.9%	5カ年の平均削減率は31.8%。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価	(見込評価)	
2 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期	2 経費支出の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期	<主な定量的指標> ○ 一般管理費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 一般管理費の削減に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の29年度予算に対する平均削減率は、31.8%であり、定量的指標（20%以上）を達成した。 (1) 経費支出の抑制に向けた取組 ○ 役職員に対する費用対効果等のコスト意識の徹底として「一般管理費の経費抑制の取組み」について、役職員専用掲示板において周知した。 ○ 経費支出の抑制につながるものとして、従前よりの取組に加え、主に以下の取組を行った。 ・ 電子決裁の導入及び内部会議への各自のパソコン持ち込み等によるペーパーレス化を推進した。 ・ 会計監査人について、事務の効率化及び監査費用削減の観点から、選定の対象年度を中期目標期間に相当する5年間に改めた。（第3期は、平成27年度から平成29年度までの3年間で対象。） ・ 定期購読物について、勘定ごとの購読から法人単位で各購読物の重複を避けて購読することとした。 ・ 契約については、競争性を働かせる観点から、1者応札・		<自己評価> 評定：A 中期目標期間中の29年度予算に対する平均削減率は、31.8%であり、定量的指標（20%以上）の達成度合が120%以上となった。 また、経費支出の抑制に向けて、従前よりの取組に加え、新たな取組を着実にを行った。 以上のとおり、中期目標を上回る水準となったことから、Aとする。 <課題と対応> －	(見込評価)	
						評定	A
						<評定に至った理由> 本項目は定量評価項目であり、経費支出の抑制の目標値の達成度合が120%以上であることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	
						評定	A
						<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することにより、令和4年度の一般管理費（削減対象）の削減率は平成29年度比で57.9%であり、経費支出の抑制の目標値の達成度合が120%以上であることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

目標期間中に新たに実施する取組（第3の1の(1)及び(2)のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。 ア 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 イ 業務実施方法を見直す。 ウ 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。 (2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、对国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレズ指数）が中期目標期間中	目標期間中に新たに実施する取組（第1の1の(1)及び(2)のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。 (1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 (2) 業務実施方法を見直す。 (3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。		1 者応募の改善に向け、複数の者が確実に入札することが確認できない場合は、当該契約の手続きの中断をする等の取組を行った。 ○ 個別業務単位ごとの予算執行状況について、勘定ごとに業務計画や過去の支出実績等を勘案した「予算執行見込」を策定し、支出実績を確認するなど、適正に期中管理を行った。 ○ 情報システム整備計画(令和4年8月からはIT化推進計画)に基づき、第4期目標期間中に実施予定であったシステム調達を一部見直し、第5期目標期間中に実施することとした。 ○ 一般管理費（人件費等削減対象外とされている経費は含まない。）の第4期中期目標期間中の支出実績は、2. 主な経年データのとおりに目標を達成した。 (2) 人件費の効率化 第4－2を参照。			
---	--	--	--	--	--	--

は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。						
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-3	調達方式の適正化

2. 主な経年データ																	
評価対象となる指標		指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)		30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比			
一般競争 等入札	件数	—	8件	73%	17件	77%	22件	76%	19件	76%	9件	82%	14件	67%	81件	構成比	75%
	金額（百万円）	—	44	63%	197	88%	1,363	94%	328	75%	170	92%	1,650	95%	3,707百万円		92%
随意契約	件数	—	3件	27%	5件	23%	7件	24%	6件	24%	2件	18%	7件	33%	27件		25%
	金額（百万円）	—	26	37%	27	12%	86	6%	112	25%	15	8%	83	5%	323百万円		8%
合計	件数	—	11件	100%	22件	100%	29件	100%	25件	100%	11件	100%	21件	100%	108件		100%
	金額（百万円）	—	69	100%	224	100%	1,448	100%	440	100%	185	100%	1,733	100%	4,030百万円		100%

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
			業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)
3 調達方式の 適正化 調達に係る 契約について は、「独立行政 法人における 調達等合理化 の取組の推進 について」（平 成27年5月25 日総務大臣決 定）及び国にお ける取組（「公 共調達の適正 化について」 （平成18年8 月25日付け財 計第2017号財 務大臣通知） 等を踏まえ、以 下の事項を着 実に実施する。 (1) 調達等合理 化計画 ア 信用基金 が毎年度策	3 調達方式の 適正化 調達に係る 契約について は、「独立行政 法人における 調達等合理化 の取組の推進 について」（平 成27年5月25 日総務大臣決 定）及び国にお ける取組（「公 共調達の適正 化について」 （平成18年8 月25日付け財 計第2017号財 務大臣通知） 等を踏まえ、以 下の事項を着 実に実施する。 (1) 調達等合理 化計画 ア 信用基金 が毎年度策	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 調達に係る契約に ついての政府の方 針を踏まえて、適 正な調達に向けた 取組は行われてい るか	<主要な業務実績> (1) 調達等合理化計画 ア 毎年度策定した調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等の着実な実施、1者応札・1者応募の改善の取組、合理的な調達の実施等に取組み、調達方式の適正化を図った。 平成30年度から令和4年度までの一般競争入札等は81件、37億7百万円で、契約全体に対する割合は、件数で75%、金額で92%であった。 なお、1者応札・1者応募となった入札は、13件であった。 また、随意契約は27件、3億23百万円で、契約全体に対する割合は、件数で25%、金額で8%であった。 イ 業務内容の把握や企画提案書・技術提案書の作成業務等に必要な準備期間の十分な確保に努めるため、各年度において発注予定の入札について、事前に信用基金ウェブサイトにて公表するとともに、平成30年度から令和4年度までに締結した契約に係る情報について、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基金ウェブサイトにて公表した。 また、1者応札・1者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。 ○予定されている契約の事前公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html ○競争入札の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/competitive.html ○随意契約の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/voluntary.html		<自己評価> 評定：A 毎年度策定した調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等の競争性のある契約の締結に努め、公正性・透明性を確保した合理的な調達を着実に実施した。 また、調達等合理化計画に掲げる「1者応札・1者応募の改善の取組」の運用を徹底した結果、1者応札・1者応募となった入札は、令和2年度1件、令和3年度0件、令和4年度0件となった。 以上のことから、中期目標を上回る水準の取組を		評定 A <評定に至った理由> 調達方式の適正化に向け、公正性・透明性をより一層確保した調達を実現するため、入札方法について、複数の者の入札・応募がなく、1者応札・1者応募となった場合には手続きを中断して再度公告を行うという法人独自の取組を導入したことはもとより、この取組の徹底により、法人の調達事例において、落札価格と次順位の入札価格との差が約3億円生じるなど、複数名による応札の効果が発現している	評定 A <評定に至った理由> 調達方式の適正化に向け、令和3年度に、法人が独自に、公正性・透明性をより一層確保した調達を実現するため、入札方法について、複数の者の入札・応募がなく、1者応札・1者応募となった場合には手続きを中断して再度公告を行うという法人独自の取組を導入し、令和4年度も継続した。この取組の徹底により、法人の調達事例において、落札価格と次順位の入札価格との差が最大約3億円生じるなど、複数名による応札の効果が発現していると認

定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。 イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 ウ 契約審査委員会の活	定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。 イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 ウ 契約審査委員会の活	(2) 調達に係る推進体制の整備 ア 各年度の調達等合理化計画（案）、調達等合理化計画の自己評価（案）及び個々の契約案件の事後点検については、毎年度開催した契約監視委員会において審議を受け承認された。 イ 総括理事（総務担当）を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、毎年度開催した契約監視委員会において、契約審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。 ○契約監視委員会で示された意見への対応について https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline3/kouhyou17.html ウ 契約審査委員会の審査対象となる全ての随意契約案件について、随意契約とする理由が妥当か（「契約事務取扱細則第34条第1項なお書きの随意契約によることができる具体的な事例」（平成30年1月31日制定）に該当しているか）等の審査を受け承認された。 エ 1者応札・1者応募の防止のための取組を強化する観点から、「一般競争入札及び企画競争を行う場合の「1者応札・1者応募」の改善に係る取組状況の総務経理部総務課における点検について」について、令和3年3月に、「総務課は入札公告及び入札説明書に、入札手続の過程において1者応札・1者応募となることが判明した場合、同手続を中断し、再公告を実施する旨を明記するよう指示すること」、令和4年3月に、「応募予定者等のうち入札等に参加しなかった者に対し、不参加の具体的理由等についてアンケート調査を実施し、その改善策を検討することとしてきたが、これに加え、不参加者がいなかった場合においても有効な改善策を記入すること」等を内容とする改正を行った。 また、各契約担当部署において検討した1者応札・1者応募の改善策の点検結果や、総務課が検討した各部署で共通に活用できる対応方法を取りまとめるとともに、職員に対し、その周知を行った。	行ったことから、Aとする。 <課題と対応> 引き続き、一般競争入札等の競争性のある契約の締結に努め、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施する。	と認められることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —	められることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —
---	---	--	---	--	--

用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。 エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。	用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。 エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。					
---	---	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-4	電子化の推進

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
						評価	B	評価	B
4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。	4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務の効率化及び簡素化を図る観点から、業務の電子化の推進に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 業務の電子化について、以下に取り組んだ。 ・ ファイルサーバの管理は農業、林業及び漁業の各部門において実施していたが、各部門での情報共有を可能とするため平成30年9月に全部門共有のファイルサーバを導入した。 ・ 電子決裁機能及びグループウェア機能を搭載した文書管理システムを令和元年4月に導入した。 ・ 原則電子決裁にすることや内部会議へのPC持込み等ペーパーレス化を推進したほか、令和4年10月から保存文書の電子化の取組を開始した。 ・ ウェブ会議サービス（Cisco Webex Meetings）やテレワークシステムを導入して最大限活用し、新型コロナウイルス感染症の影響にも対応しつつ、業務を円滑かつ効率的に実施した。 ・ その他、新たな財務会計システムの導入、林業業務システムについてセキュリティ機能を高めた機器更新を行う等、各種の情報システムの整備を進めた。 ○ IT化を組織的に推進するため、令和4年7月にIT化推進委員会を設置した。 委員会は、2か月ごとに開催し、情報システムの整備、業務の自動化・電子化に係る進捗管理を実施した。 PMOの設置については、担当部署、役割について検討の上、令和5年4月に設置するために必要な規程改正を実施した。 また、第5期中期計画及び令和5年度年度計画と整合性を図りつつ、情報システムの整備、業務の自動化・電子化の取組を盛り込んだIT化推進中期計画及び令和5年度IT化推進計画を策定した。	<自己評価> 評価：B ① 全部門共有のファイルサーバの導入、電子決裁の推進、情報システムの整備をしたことに加え、 ② 業務の自動化・電子化などを推進するための体制整備の推進（令和5年4月PMO設置）は、令和4年度中に、令和5年度早期のPMO設置に向けて、体制整備を検討した。 また、中期目標・中期計画に掲げていなかったウェブ会議サービス、テレワークシステムを導入し、業務の電子化に向けての取組を推進した。 令和4年7月に設置したIT化推進委員会では、より効果的な情報システム等の整備・管理等を推	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －			

				進したほか、ＩＴ化の目指すべき姿、ＩＴ人材育成方針等を盛り込んだＩＴ化推進中期計画等を策定した。 以上のとおり、中期目標を達成したことから、Ｂとする。 <課題と対応> －		
--	--	--	--	---	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-1	財務運営の適正化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険業務								
業務収支（百万円） （A－B）		3,431	2,878	3,030	2,519	2,607	2,452	
収益合計（A）		5,722	5,272	5,494	4,532	4,555	4,223	
	政府事業交付金収入	54	37	49	11	10	9	
	事業収入	5,669	5,235	5,445	4,521	4,545	4,213	
	保険料収入	2,947	2,840	2,764	2,610	2,448	2,350	
	回収金収入	2,722	2,395	2,681	1,911	2,097	1,863	
費用合計（B）		2,291	2,394	2,464	2,014	1,949	1,771	
	政府事業交付金繰入	—	—	—	12	14	10	
	事業費	2,291	2,394	2,464	2,001	1,934	1,761	
	保険金	2,291	2,394	2,464	2,001	1,934	1,761	
林業信用保証業務								
業務収支（百万円） （A－B）		64	48	16	177	300	145	
収益合計（A）		737	574	659	595	416	405	
	政府事業交付金収入	175	13	192	78	24	22	
	事業収入	562	561	467	518	391	382	
	保証料収入	293	279	309	301	257	240	
	求償権回収収入	269	281	157	217	134	142	
費用合計（B）		673	525	642	419	116	260	
	事業費	673	525	642	419	116	260	
	代位弁済費	673	525	642	419	116	260	
漁業信用保険業務								
業務収支（百万円） （A－B）		1,161	1,367	731	1,297	1,473	1,258	
収益合計（A）		2,524	2,514	2,067	1,989	2,152	1,653	
	政府事業交付金収入	960	1,096	757	608	898	586	
	事業収入	1,564	1,418	1,310	1,381	1,253	1,067	
	保険料収入	793	736	710	725	692	625	
	回収金収入	772	683	600	656	562	442	
費用合計（B）		1,363	1,147	1,336	692	679	395	
	事業費	1,363	1,147	1,336	692	679	395	
	保険金	1,363	1,147	1,336	692	679	395	

（注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評価	B	評価	B
第5 財務内容の改善に関する事項 1 財務運営の適正化 我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第3の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。 特に、林業信用保証業務につい	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1 財務運営の適正化 我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第1の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。 特に、林業信用保証業務につい	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指す取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 保険金及び代位弁済費の支出が、中期計画策定時で想定したよりも大幅に減少していることを背景に、農業信用保険勘定、林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定のいずれも第4期中期目標期間の業務収支は黒字となった。 ○ 業務ごとの状況は、以下のとおり。 (農業信用保険勘定) 農業信用保険業務については、第1－1－(3)に記したとおり、基金協会との事前協議、適正な引受・支払審査、大口保険引受先を中心とした期中管理等の取組により、保険金支払が抑制されたことから、第4期中期目標期間の業務収支は、黒字となった。 (林業信用保証勘定) 林業信用保証業務については、第1－2－(3)に記したとおり、適正な引受審査、期中管理のための融資機関との情報共有、融資機関との適切なリスク分担等の取組により、代位弁済が抑制されたことから、第4期中期目標期間の業務収支は、黒字となった。 (漁業信用保険勘定) 漁業信用保険業務については、第1－3－(2)に記したとおり、基金協会との事前協議、保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整等の取組により、保険金支払が抑制されたことから、第4期中期目標期間の業務収支は、黒字となった。	<自己評価> 評価：B 勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指して、財務運営の適正化に取り組み、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> －	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		

ては、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第3の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。 <想定される外部要因> ・ 業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	ては、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第1の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。					
--	--	--	--	--	--	--

中期目標期間評価 項目別評定調査（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-2	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		24,836	24,194	24,252	23,360	23,329	23,013	
支出合計		21,513	21,652	21,755	21,564	21,682	21,458	
林業信用保証勘定（百万円）								
収入合計		7,612	7,789	7,899	9,068	8,475	8,366	
支出合計		8,127	7,370	9,142	6,780	6,546	6,579	
漁業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		15,761	18,485	14,996	19,068	14,083	11,754	
支出合計		14,175	17,701	14,159	16,990	13,247	11,299	
農業保険関係勘定（百万円）								
収入合計		535	385	1,346	1,553	14	15	
支出合計		313	404	1,016	1,553	15	517	
漁業災害補償関係勘定（百万円）								
収入合計		6	6	6	10,582	67,277	68,284	
支出合計		19	14	17	15,528	67,230	68,308	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか	<主要な業務実績> ○ 第4期中期計画における予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画に対する実績額は別紙のとおりである。 予算（人件費の見積りを含む。）に対する決算の状況及び収支計画に対する決算の状況は、以下のとおりである。 ○予算に対する決算の状況（農業信用保険勘定） 保険金支払額並びに基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 （林業信用保証勘定） 木材産業等高度化推進資金の原資となる信用基金からの都道府県に対する貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。	<自己評価> 評定：B 適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施し、中期計画を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> －	評定	B	評定	B
					<評定に至った理由> 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		<評定に至った理由> 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

			(漁業信用保険勘定) 基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 (農業保険関係勘定、漁業災害補償関係勘定) 予算では、セーフティネットという業務の特性上、大災害が発生した場合に共済金支払原資を供給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、貸付計画・借入計画を設定している。 農業保険関係勘定では、第4期中期目標期間においては想定したような大災害が発生しなかったことから、予算と決算に大きな乖離が生じた。 一方、漁業災害補償関係勘定では、多くの魚種の不漁及び新型コロナウイルス感染症拡大の魚価低迷等による貸付けの増加及び貸付原資の借入れが見込みを上回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を上回った。 ○ 収支計画に対する決算の状況 (農業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、第4期中期目標期間において93億54百万円の当期総利益(注)を計上した。この結果、令和4年度末の利益剰余金は302億46百万円となった。 (注) 第4期中期目標期間における当期総利益(当期総損失)は、平成30年度～令和4年度の当期総利益合計額から当期総損失合計を差し引いたものである。以下同じ。 (林業信用保証勘定) 求償権化懸念先の保証残高が減少したことに連動して、当該区分の引当額が減少したこと等から、保証債務損失引当金戻入が生じたこと等により、第4期中期目標期間において5億34百万円の当期総利益を計上した。この結果、令和4年度末の利益剰余金は43億23百万円となった。 (漁業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、第4期中期目標期間において64億55百万円の当期総利益を計上した。この結果、令和4年度末の利益剰余金は127億33百万円となった。 (農業保険関係勘定) 貸付金利息収入及び運用収入が費用を上回ったこと等により、第4期中期目標期間において6百万円の当期総利益を計上した。この結果、令和4年度末の利益剰余金は2億3百万円となった。			
--	--	--	---	--	--	--

			(漁業災害補償関係勘定) 貸付けによる貸付金利息収入が費用を上回ったこと等により、第4期中期目標期間において1億1百万円の当期総利益を計上した。この結果、令和4年度末の利益剰余金は2億40百万円となった。			
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-3	決算情報・セグメント情報の開示

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)		
						評価	B	評価	B
2 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	3 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適切な区分に基づく情報の開示は行われているか	<主要な業務実績> ○ 勘定区分に応じた財務諸表のほか、財務内容の一層の透明性を確保するため、以下の情報を毎年度、信用基金ウェブサイトに掲載した。 ① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」及び「独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令」に規定された区分毎の財務諸表と併せて、財務諸表等の概要を説明した資料 ② 事業報告書について、 ・ 財務諸表のデータ ・ 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報 ・ 主要な財務データの経年比較 https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html	<自己評価> 評価：B 決算情報・業務内容に応じた情報の開示を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> －		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－4	長期借入金の条件

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
3 長期借入金の条件 基金法第17条（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は暫定措置法第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	4 長期借入金の条件 基金法第17条（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は暫定措置法第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 極力有利な条件で借入れを行っているか	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －	評定 － <評定に至った理由> － <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	評定 － <評定に至った理由> － <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-5	短期借入金の限度額

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
	5 短期借入金の限度額 農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において782億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 限度額の範囲内で行われたか	<主要な業務実績> (農業保険関係業務) ○ 農業共済団体に対する貸付原資とするため、令和2年6月に1件50百万円の短期借入を行った。令和2年度の借入金額は50百万円で、中期計画に定める限度額(782億円)の範囲内であった。 なお、同月に全額を償還したことから、令和3年3月末の借入残高はない。 ○ 借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も有利な金利提示を行った金融機関に決定した。 (漁業災害補償関係業務) ○ 漁業共済団体に対する貸付原資とするため、令和3年2月以降、毎月短期借入を行い、令和2～4年度の最大借入残高は140億円であった。令和3年度及び令和4年度においては、独立行政法人通則法第45条第1項ただし書きの規定に基づき、中期計画に規定する短期借入金の限度額を超えることについて、農林水産大臣に認可申請を行い、認可を得た額(227億円)の範囲内において借入を行った。 なお、借換えのための主務大臣の認可を受け、直近では令和5年3月末に全額借り換えを行った(令和5年3月末の借入残高は36億円。) ○ 借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も有利な金利提示を行った金融機関に決定した。		<自己評価> 評価：B 独立行政法人通則法第45条第1項ただし書きの規定に基づき、中期計画に規定する短期借入金の限度額(110億円)を超える借入について、農林水産大臣の認可を得て、その範囲内で借入れを行ったこと等から、Bとする。 <課題と対応> －	評価	B	<評価に至った理由> 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針> － <その他事項> －	<評価に至った理由> 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針> － <その他事項> －

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-6	不要財産の処分に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価		(見込評価)	
							評価	B
	6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けについては、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、国からの出資金88億6,947万円について、令和2年度中に50億617万6千円、令和3年度中に38億6,329万4千円を国庫に納付する。 また、漁業信用基金協会からの	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> ○ 漁業信用保険業務に係る政府出資金の不要額（88億6,947万円）を令和2年度及び令和3年度に国庫納付 ・「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、国からの出資金88億6,947万円のうち、50億617万6千円について令和2年10月29日に、38億6,329万4千円について令和3年9月7日に国庫納付した。 ○ 漁業信用保険業務に係る民間出資金の不要額（3億4,020万円）を令和2年度に漁業信用基金協会に払戻し ・「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、漁業信用基金協会からの出資金3億4,020万円について、令和2年9月10日に漁業信用基金協会に払戻しを行った。		<自己評価> 評価：B 中期計画に定められたとおり、漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付に係る出資金の不要財産を国庫納付及び漁業信用基金協会に対し返還したことから、Bとする。 <課題と対応> -		評価 B <評価に至った理由> 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	評価 B <評価に至った理由> 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -

	出資金 3 億 4,020 万円についても、令和 2 年度中に漁業信用基金協会に払い戻す。					
--	---	--	--	--	--	--

中期目標期間評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－7	不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －	評定 － <評定に至った理由> － <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	－	評定 － <評定に至った理由> － <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	－

中期目標期間評価 項目別評価調査（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-8	剰余金の使途

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	8 剰余金の使途 農林漁業金融 のセーフティネ ット機関として の役割の向上の ため、人材の育 成・研修、情報シ ステムの充実等 の使途に使用す る。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 目的積立金は、中期 計画で定めた使途に 使用されているか	<主要な業務実績> (目的積立金を積み立てていないことから、実績なし)	<自己評価> 評価：－ <課題と対応> －	評価 － <評価に至った理由> － <指摘事項、業務運営 上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	評価 － <評価に至った理由> － <指摘事項、業務運営上 の課題及び改善方策> － <その他事項> －		

中期目標期間評価 項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4－1	施設及び設備に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
第6 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －	評定	－	評定	－
					<評定に至った理由> －		<評定に至った理由> －	
					<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －		<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －	
					<その他事項> －		<その他事項> －	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4－2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤職員数								
定員	113名	113名	113名	113名	113名	113名	113名	
実員（期初。再雇用を含む。）	－	108名	110名	108名	110名	111名	108名	期初は、各年度の4月1日現在である。
実員（期末。再雇用を含む。）	－	99名 （106名）	101名 （105名）	97名 （102名）	102名 （108名）	102名 （107名）	95名 （102名）	期末は、各年度の3月31日現在である。 カッコ内は、期末の退職者を含む常勤職員数である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価		（見込評価）	
							（見込評価）	（期間実績評価）
1 職員の人事	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	<主な定量的指標> ○ 定員及び実員の推移 <その他の指標> なし <評価の視点> 人員体制、人件費の効率化、人事評価及び人材の確保・養成に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) 人員 ○ 業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案して人員配置を行った結果、令和5年3月31日時点で95名（令和5年3月末の退職者を含めると102名）となり、定員を下回った。 ○ 令和元年度に、以下のとおり組織体制を大幅に見直した。 ・ 職員の士気の向上に資するよう「上席課長補佐」「主任」という新たな職名の設置 ・ 部署の名称の簡素化及び部門を超えた名称の統一化 ・ 部門横断的な事務遂行の一体化の促進に向けて、①複数の部門に係る企画事務の一体化、②情報システムに関する事務の集約化、③経理業務の見直し（②と③については令和元年10月より施行。） ○ 令和3年度に、以下のとおり組織体制を見直した。 ・ 「上席課長補佐」を廃止し、「課長代理」という新たな職名の設置。 ○ 令和4年度に、「独立行政法人農林漁業信用基金組織規程」の変更し、以下のとおり組織体制を見直し、横断的な人事管理と、人材の育成に資する取組みを実施した。 ・ 「システム管理課」の名称を「IT活用課」に変更し、システム整備に関する組織を見直し。 ・ 部室の統合や、一部の課の廃止を実施（令和5年4月よ		<自己評価> 評定：B 新卒及び金融機関経験者等を採用し定員の範囲内で人材の確保を行った。また、人事評価の適正化、研修の確実な実施及びフォローアップを行い、人材の養成に取り組んだ。 給与水準については、年度によって対国家公務員地域・学歴別指数が100を僅かながら上回った年もあったが、国との人事交流等による影響があることもあり、給与水準の抑制策の実施に努めていることから、Bとする。 <課題と対応> －		（見込評価） 評定 B <評定に至った理由> 人件費の効率化に関し、中期目標においては、「国家公務員のラスパイレス指数（地域・学歴別指数）が100を上回らない水準」（第2－2参照）としていたところ、令和2年度及び令和3年度の当該水準は、僅かに100を上回る結果となった。 これについては、法人における給与水準の設定は、翌年度（6月頃）に公表される国家公務員ラスパイレス指数をあらかじめ見通した上で、現年度における給与水準を先んじて設定する必要があるという事情にも鑑みれば、中期目標に基づく法人自身による取組は十分なされたと認めら	（期間実績評価） 評定 B <評定に至った理由> 人件費の効率化に関し、中期目標においては、「国家公務員のラスパイレス指数（地域・学歴別指数）が100を上回らない水準」（第2－2参照）としていたところ、令和2年度及び令和3年度の当該水準は、僅かに100を上回る結果となった。 これについては、法人における給与水準の設定は、翌年度（6月頃）に公表される国家公務員ラスパイレス指数をあらかじめ見通した上で、現年度における給与水準を先んじて設定する必要があるという事情にも鑑みれば、中期目標に基づく法人自身による取組は十分なされたと認められることから、

を向上させる。 (3) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。	方針を踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、对国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレース指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 (参考) 期中の人件費総額（見込み）5,569百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。 (3) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行への		り実施。))。 (2) 人件費の効率化 ○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正した。 ○ 給与水準について、对国家公務員地域・学歴別指数の平成30年度は99.6、令和元年度は98.9、令和2年度は101.4、令和3年度は100.1、令和4年度は99.1。 (3) 人事評価 ○ 能力評価、業績評価により、人事評価を行い、期首・期末面談を行った。 ○ 人事評価のプロセスの一環として、30年度上半期より、新たに管理職員と課員の面談を実施。 ○ 人事評価の結果については、職員の勤勉手当、昇格・昇給の基礎資料として反映。 ○ 役員の期末特別手当については、役員給与規程により、主務大臣が行う業績評価の結果を参考として、その者の業績を勘案して支給。 ○ 「独立行政法人農林漁業信用基金人事評価実施規程」を改正し、日常の職務遂行状況等を踏まえた、よりきめ細やかな評価を行うため、日頃から職員と職務上接する機会が多い副理事長及び各部門を担当する総括理事を調整者として新たに加えた。また、新たに理事長を「実施権者」とし、実施権者は、公平性の観点から調整者による調整について審査を行い、全体の評価を最終的に決定することとした。 さらに、職員の人材育成の観点から、管理職による職員の進捗管理が機能するよう見直しを図った (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 ○ 外部から登用した金融機関勤務経験者、再雇用した定年退職職員を適所に配置し、その専門知識や経験を業務に生かした。 ○ 新規職員の採用について、新卒のほか、銀行等の社会人経験者を採用し、多様な人材を確保した。 ○ 労働契約法に基づく有期労働者職員（派遣職員）の無期転換ルールに対応するため、平成30年9月に非常勤職員就業規則を制定した。 また、令和5年1月に同規則を変更し、高齢者の就労する		れることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —	「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —
---	---	--	--	--	--	---

	インセンティブを向上させる。 (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。		機会の確保に努めている。 イ 人材の養成 ○ 「独立行政法人農林漁業信用基金研修規程」に基づき職員研修を行い、必要な知識の習得及びキャリア形成を目指した研修体系を構築した。 ○ 役職別（職員、主任、課長補佐、課長代理、管理職）や専門分野（システム関係、経理関係）に応じた研修カリキュラムの実施。			
--	--	--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-3	積立金の処分に関する事項

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価		(見込評価)	
							評価	理由
	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、各業務に充てられているか	<主要な業務実績> ○ 農業信用保険勘定の前中期目標期間繰越積立金については、同勘定の当期純損失（令和2年度の30億80百万円）の補てんに充てるために取り崩した。 他の年度においては、当期純利益を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行わなかった。 ○ 林業信用保証勘定の前中期目標期間繰越積立金については、同勘定の当期純損失（平成30年度の4億8百万円、令和元年度の4億83百万円及び令和2年度の5億82百万円）の補てんに充てるために取り崩した。 令和3年度及び令和4年度においては、当期純利益を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行わなかった。 ○ 漁業信用保険勘定については、毎年度当期純利益を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行わなかった。 ○ 農業保険関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、同勘定の当期純損失（令和2年度の1百万円、令和3年度の3百万円及び令和4年度の2百万円）の補てんに充てるために取り崩した。 他の年度においては、当期純利益を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行わなかった。 ○ 漁業災害補償関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、同勘定の当期純損失（平成30年度の4百万円、令和元年度の10百万円及び令和2年度の10百万円）の補てんに充てるために取り崩した。 他の年度においては、当期純利益を計上したことから、前中		<自己評価> 評価：B 前中期目標期間繰越積立金については、各勘定で当期純損失が計上された場合に取崩しを行い、適正に処理されており、中期計画を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> -		評価 B <評価に至った理由> 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	評価 B <評価に至った理由> 中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -

			期目標期間繰越積立金の取崩しを行わなかった。			
--	--	--	------------------------	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4－4	その他中期目標を達成するために必要な事項

2. 主要な経年データ
その他の中期目標を達成するために必要な事項 (1) ガバナンスの高度化 (第4－4－(1) 参照) (2) 情報セキュリティ対策 (第4－4－(2) 参照)

(注)「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
第6 その他業務運営に関する重要事項 2 ガバナンスの高度化 (第4－4－(1) 参照) 3 情報セキュリティ対策 (第4－4－(2) 参照)	第 4 － 4 － (1)及び(2) を参照。	同左	同左	評価：A 1 項目についてA、 1 項目についてBとし たことから、中項目「4 その他中期目標を達成 するために必要な業 務」についてはA評価 とする。	評価	A	評価	A
					<評価に至った理由> 2つの小項目のうち、1 項目でA、1 項 目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信 用基金の業務の実績に関する評価の基 準」に基づき評価を行った結果、中項目 「4 その他中期目標を達成するために 必要な事項」についてはA評価とする。 (1 項目×3 点+1 項目×2 点)／(2 項 目×2 点) =125.0％ ※算定にあたっては、評価毎の点数を、 S：4 点、A：3 点、B：2 点、C：1 点、 D：0 点としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善 方策> － <その他事項> －		<評価に至った理由> 2つの小項目のうち、1 項目でA、1 項 目でBとなり、「独立行政法人農林漁 業信用基金の業務の実績に関する評価 の基準」に基づき評価を行った結果、中 項目「4 その他中期目標を達成するた めに必要な事項 」についてはA評価と する。 (1 項目×3 点+1 項目×2 点)／(2 項目×2 点) =125.0％ ※算定にあたっては、評価毎の点数を、 S：4 点、A：3 点、B：2 点、C：1 点、D：0 点としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善 方策> － <その他事項> －	

中期目標期間評価 項目別評価調査（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-4-(1)	ガバナンスの高度化

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評価	A	評価	A
2 ガバナンスの高度化 (1) 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。 (2) 内部統制機能の強化 ア 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的に開催して、業務に関する重要事項について意見交換を行う。 イ 内部統制委員会 理事長をトップとする内	4 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) ガバナンスの高度化 ア 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。 イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的に開催して、業務に関する重要事項について意見交	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ガバナンスの高度化に向けた取組は行われているか	ア 運営委員会 ○ 各業務の運営委員会は毎年度原則2回開催し、法定の審議事項である業務方法書の変更、中期計画の作成及び変更、各年度の年度計画の作成及び変更について審議を行ったほか、業務実績評価書、決算等について報告を行った。 ○ 運営委員会の運営方法の見直しを行い、法定審議事項に加えて、「料率算定委員会」及び「業務運営の検証委員会」の結果等について報告を行うなど、委員から幅広く意見を聞き、今後の業務運営に反映されるよう取り組んだ。 イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 ○ 役員会を原則として毎月開催した。役員会においては、各業務実績の報告を受けて年度計画の進捗管理を行うほか、業務方法書の変更や運営委員会の開催など業務運営に関する重要事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を補佐した。 (イ) 内部統制委員会 ○ 毎年度、四半期ごとに内部統制委員会を開催し、コンプライアンス委員会、個人情報管理委員会、情報セキュリティ委員会、業務改善委員会及びIT化推進委員会の取組状況に係るモニタリング等を実施し、内部統制を推進した。 ○ なお、令和3年9月に内部統制委員会に、より効率的・効果的な業務運営を検討する場として、企画部会を設置した。 ○ 企画部会において、中期目標・中期計画の実現に寄与する業務目標の設定や業務の進捗管理を行うことに加え、各部	<自己評価> 評価：A 運営委員会について、法定審議事項に加えて、各業務の重要課題の検討状況について報告を行うなど、業務運営の透明性を高め、実質のある議論を促進し、委員からの意見等を業務運営に反映させるよう取り組んだほか、役員会や内部統制委員会の開催、監査の実施等を通じて内部統制の強化に取り組んだ。 上記に加え、計画を上回る取組として、 ① 令和3年9月に内部統制委員会に、より効率的・効果的な業務運営を検討する場として、企画部会を設置し、中期目標・中期計画の実現に寄与する業務目標の	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、ガバナンスの高度化に資する取組として、法人が独自に、内部統制委員会に新たに企画部会を設け（令和3年度）、各部門の業務について、進捗状況を横断的な観点から議論し、より効率的・効果的な業務運営のための考え方・手引を整理しつつ職員の意識向上等を図る体制を構築したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、ガバナンスの高度化に資する取組として、令和3年度に、法人が独自に、内部統制委員会に新たに企画部会を設け、各部門の業務について、進捗状況を横断的な観点から議論し、より効率的・効果的な業務運営のための考え方・手引を整理しつつ職員の意識向上等を図る体制を構築し、令和4年度も企画部会を活用したガバナンスの高度化に資する取組を継続した。また、業務マニュアルは、役員・幹部職員が適切な業務が実施されているかどうかを適確に確認することが可能となるものであり、ガバナンスの高度化に資するものであるが、令和4年度に、法人が独自に、マニュアル		

部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統制を推進する。 ウ リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。 エ コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。 オ 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。 カ 監査 各部署から独立した内部	換を行う。 (イ) 内部統制委員会 理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統制を推進する。 (ウ) リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。 (エ) コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。 (オ) 事務リスク自主点検 事務リス		門において業務目標の達成状況の振り返りを実施し、各部門の自己評価の他に法人としての評価を決定するとともに、業務遂行上、改善すべき点を明確化及び部門横断的に共有化するなど、次年度以降の業務の参考になるようPDCAサイクルを強化し、内部統制の推進を強化した。 (ウ) リスク管理委員会 ○ リスク管理委員会を毎年度開催し、年度末及び上半期末時点の事業実績に基づくリスク計量結果、リスク管理に係る対応状況、「料率算定委員会」及び「業務運営の検証委員会」の結果等について、報告した。 ○ リスク管理について、従来、部室課単位で作成していたリスク対応方針を、部門ごとに作成するよう見直し、部門全体で統一的にリスクを把握可能とすることにより、リスクマネジメント機能を強化した。 (エ) コンプライアンス推進のための取組 ・ 各年度のコンプライアンス・プログラムに基づき、信用基金のコンプライアンスについての理解を深めるべく、新規職員向けに毎年度4月にコンプライアンス研修を実施した。また、全役職員向けに毎年度コンプライアンス研修を実施し、特に令和3年度以降は階層別に分離して実施することによって、受講対象者が重点的に学ぶべき内容を効率的に習得できる形式とした。 ・ 全役職員を対象としたコンプライアンス・チェックを毎年度実施した。また、令和元年度からは一層効果的なものとなるよう、理事長を含めた役員（令和4年度は役職員）より募集する方法により信用基金の業務に即した質問を行い、コンプライアンス理解度テストとして実施方法を変更した。 ・ 外部有識者の客観的かつ専門的知見を活用することを目的に、外部有識者1名（サービサー会社役員・令和元年度からは弁護士）を外部委員として招聘したコンプライアンス委員会を毎年度開催し、各年度のコンプライアンス・プログラムの策定のほか、コンプライアンスに係る取組の審議を実施し、その審議結果を内部統制委員会へ報告した。 (オ) 事務リスク自主点検等の取組 ○ 事務リスク自主点検の実施 ・ 事務手続きの適正執行の観点から、事務リスク自主点検を毎年度実施した。 ・ 全部署が各々「点検実施計画」を作成の上、同計画をもとに各部署において自主点検（過去の主務省検査や内部監査の指摘事項等を踏まえた事務リスクの顕在化事項の確認）を実施し、点検結果について各部署の点検管理者よ	設定、業務の進捗管理及び業務達成状況の振り返りを実施し、業務運営上、改善すべき点を部門横断的に共有し、次年度以降の業務運営の参考になるようPDCAサイクルを強化したほか、業務のマニュアル化の推進のためマニュアルコンテスト等の取組を実施し、 ② リスク管理委員会では、リスクマネジメント機能を強化するため、部室課単位で作成していたリスク対応方針を部門単位で作成し、部門統一的にリスクを把握するよう見直した。 ③ 更に、法人統一的に情報システム策定整備・進捗管理を実施するため、計画にはなかったIT化推進委員会を新たに設置し、内部統制委員会にて、その取組状況等に係るモニタリング及び改善策の検討を審議した。 以上のとおり、中期目標を上回る水準の取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> －	コンテストを実施し、優良事例の表彰・横展開により、役職員へのマニュアル作成の動機付けを図ったこと等から、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －
--	--	--	--	---	---

監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。	クの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。 (力) 監査 各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。		り業務改善委員会に報告した。 - 業務改善委員会では、点検結果を踏まえ、事務ミス防止策等の改善策の検討・審議を行い、検討結果等について、内部統制委員会に報告を行った。 ○ 事故発生対応 - 事務リスクが顕在化した場合は、理事長に対して事故概要、対応状況等を速やかに報告するとともに再発防止策等を検討し、内部統制委員会に報告を行った。 - 内部統制委員会報告後、個々の事故対応及び再発防止策の取組状況について、内部監査により随時フォローアップを実施した。 - 令和3年度に今後の事故発生防止における取組として、再発防止策の策定における留意点等について定め、全役職員に周知を行った。 ○ 業務改善への取組状況 - 職員からの業務改善提案及び業務改善への取組事例を随時募集し、提出された提案等に対し提案の都度、業務改善委員会を開催し、審議を実施した。 - 平成30年度から令和4年度までの5ヵ年において、ホームページの会員専用ページによる信用基金のウェブサイトにて農業保証保険取扱要領等文書を基金協会へ情報提供することにより、郵送時の誤発送リスクの軽減につながるものなど、業務改善提案のべ31件（同内容の再提案を除く）、取組事例提供のべ2件の審議等を業務改善委員会において行った。 (力) 監査を通じた適切かつ健全な業務運営への取組状況 ○ 内部監査の実施 - 個別の内部監査については、内部監査年度計画を作成し、計画に掲げた全ての内部監査を実施した。また、監査着手前には、実施方針についての相談を、監査結果については、随時の報告をそれぞれ理事長に行った。 - 平成30年度～令和4年度の5ヵ年の累計において、のべ34件の内部監査を実施し、指摘事項19件・注意事項等29件について被監査部門に提言し、各部署における業務の是正を行った。 - 随時及び毎年度末に、過去に実施した内部監査で改善指摘等を提言した事項について、適切に対応がなされているかのフォローアップを実施し、全ての事項について改善措置がなされていることを確認した。 - 定期的に各部署に対し内部監査を実施していた方針を令和3年度より見直し、過去の主務省検査及び内部監査での指摘事項や事故報告等を踏まえて、リスクベースで翌年度の内部監査年度計画を策定する方法に変更した。			
---	---	--	---	--	--	--

			○ 監事監査の実施 ・ 毎年度の監事監査計画に基づき、監事監査を実施した。 ○ 会計監査人による監査の実施 ・ 平成30年9月の会計監査人候補者選定委員会にて平成30年度から令和4年度までの複数年度候補者を選定した後、平成30年度以降毎年度会計監査人について主務大臣あてに選任請求を行い、主務大臣より選任の通知を受領した。 ・ 毎年度11月及び2月～3月に会計監査人監査（期中往査）が行われ、指摘はなかった。			
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-4-(2)	情報セキュリティ対策

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評価	B	評価	B
3 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策の推進に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するため、以下の事項を実施した。 ・ インターネットへの不正な通信を監視・制御するプロキシサーバ、Web アプリケーションに対する攻撃を検知・排除する WAF 及びログ管理サーバを平成 31 年 3 月に導入した。また、情報システムへの不正なアクセスを防止するためのセキュリティ機器(サンドボックス等)を令和2年5月に導入した。 ・ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準や個人情報保護法の改正等を踏まえて、関係規程類の改正等を行った。 ・ 主務省やNISCから提供される情報セキュリティ対策に関する情報等を、役職員全員に対する情報セキュリティ研修の実施等を通じて周知・注意喚起を行うことで、脅威に対するセキュリティ意識の向上に取り組んだ。 ・ NISC等主催の情報セキュリティ対策のための統一基準群に関する勉強会やCSIRTを対象とした情報セキュリティの机上訓練等に参加し、セキュリティ対策に対する知識の向上に取り組んだ。 ・ CISOアドバイザーの助言を踏まえ整備した「システム資産管理台帳」と「情報資産管理台帳」を、機器更新等の都度適切に更新したほか、情報資産毎のリスク分析を実施し、情報セキュリティ対策の推進を図った。 ・ 役職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、毎年度全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を実施するとともに、標的型攻撃メール訓練を実施した。	<自己評価> 評価：B 情報セキュリティの強化のためのセキュリティ機能の安定稼働を図り、不正な通信等の監視を開始した。また、CISOアドバイザーの助言を踏まえ整備した「システム資産管理台帳」、「情報資産管理台帳」を機器更新等の都度適切に更新することで、情報セキュリティ対策の推進を図った。 以上のとおり、中期目標を達成したことから、Bとする。 <課題と対応> -	評価	B	評価	B
					<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【法人単位】

別紙1 予算

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
収入							
受入事業交付金	3,972	904	1,484	3,408	1,498	717	8,011
政府補給金受入	14	2	1	-	-	-	3
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	401	47	106	72	13	9	247
事業収入	737,996	48,969	46,051	49,009	53,961	73,454	271,444
運用収入	4,049	919	841	659	553	472	3,443
借入金	431,520	-	-	10,450	57,130	36,763	104,343
その他の収入	21	18	16	33	22	17	106
計	1,177,972	50,859	48,499	63,630	113,178	111,432	387,597
支出							
政府出資金	8,869	-	-	5,006	3,863	-	8,869
民間出資金	1,840	537	74	408	37	49	1,105
事業費	1,165,019	44,881	44,155	55,188	102,941	106,505	353,670
一般管理費	10,500	1,723	1,860	1,813	1,879	1,607	8,882
直接業務費	2,324	162	174	85	255	73	749
管理業務費	1,421	314	519	535	438	418	2,224
人件費	6,755	1,247	1,167	1,193	1,186	1,116	5,910
計	1,186,228	47,141	46,089	62,415	108,720	108,161	372,526

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【農業信用保険勘定】

別紙1 予算

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
収入							
受入事業交付金	-	-	-	0	153	51	204
政府補給金受入	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	126,855	23,834	23,937	23,101	22,947	22,769	116,588
運用収入	1,520	356	312	256	218	193	1,335
借入金	-	-	-	-	-	-	-
その他の収入	16	3	3	3	11	0	20
計	128,390	24,194	24,252	23,360	23,329	23,013	118,147
支出							
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	-	-	-	-	-	-	-
事業費	125,558	20,979	20,987	20,840	20,823	20,747	104,376
一般管理費	5,207	674	768	724	859	711	3,736
直接業務費	1,930	99	89	58	146	46	437
管理業務費	601	117	197	214	229	207	965
人件費	2,677	458	482	451	484	459	2,333
計	130,765	21,652	21,755	21,564	21,682	21,458	108,111

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【林業信用保証勘定】

別紙1 予算

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
収入							
受入事業交付金	1,594	319	348	1,676	631	440	3,413
政府補給金受入	14	2	1	-	-	-	3
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	400	46	106	72	13	9	246
事業収入	54,671	7,167	7,217	7,130	7,689	7,791	36,995
運用収入	1,043	251	227	178	141	119	917
借入金	500	-	-	-	-	-	-
その他の収入	5	3	0	13	2	6	23
計	58,227	7,789	7,899	9,068	8,475	8,366	41,598
支出							
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	1,500	537	74	67	37	49	764
事業費	57,176	6,254	8,441	6,052	5,878	6,029	32,654
一般管理費	2,966	579	627	661	631	500	2,999
直接業務費	172	31	34	13	84	15	177
管理業務費	470	115	190	189	132	123	748
人件費	2,325	433	403	460	415	362	2,073
計	61,642	7,370	9,142	6,780	6,546	6,579	36,417

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【漁業信用保険勘定】

別紙1 予算

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
収入							
受入事業交付金	2,378	585	1,136	1,732	715	226	4,394
政府補給金受入	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	1	-	-	-	-	-	-
事業収入	83,479	17,607	13,566	17,113	13,183	11,379	72,847
運用収入	1,387	282	280	206	175	138	1,082
借入金	-	-	-	-	-	-	-
その他の収入	0	11	13	17	10	11	62
計	87,245	18,485	14,996	19,068	14,083	11,754	78,385
支出							
政府出資金	8,869	-	-	5,006	3,863	-	8,869
民間出資金	340	-	-	340	-	-	340
事業費	77,644	17,258	13,727	11,247	9,026	10,943	62,201
一般管理費	2,125	442	432	397	357	356	1,985
直接業務費	199	31	50	14	25	12	132
管理業務費	290	75	121	122	72	81	471
人件費	1,637	336	261	262	261	263	1,382
計	88,979	17,701	14,159	16,990	13,247	11,299	73,395

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【農業保険関係勘定】

別紙1 予算

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
収入							
受入事業交付金	-	-	-	-	-	-	-
政府補給金受入	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	1	1	-	-	-	-	1
事業収入	386,880	361	1,331	1,489	-	-	3,181
運用収入	69	23	15	14	14	15	81
借入金	374,995	-	-	50	-	-	50
その他の収入	-	-	-	0	0	0	0
計	761,944	385	1,346	1,553	14	15	3,312
支出							
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	-	-	-	-	-	-	-
事業費	762,588	390	1,000	1,539	-	500	3,429
一般管理費	104	14	16	14	15	17	75
直接業務費	20	1	1	0	0	0	2
管理業務費	33	3	5	4	3	4	19
人件費	51	10	10	9	12	13	55
計	762,692	404	1,016	1,553	15	517	3,505

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【漁業災害補償関係勘定】

別紙1 予算

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
収入							
受入事業交付金	-	-	-	-	-	-	-
政府補給金受入	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	86,111	-	-	175	10,141	31,515	41,832
運用収入	30	6	6	6	5	5	28
借入金	56,025	-	-	10,400	57,130	36,763	104,293
その他の収入	0	-	-	1	0	0	1
計	142,166	6	6	10,582	67,277	68,284	146,154
支出							
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	-	-	-	-	-	-	-
事業費	142,053	-	-	15,510	67,214	68,286	151,010
一般管理費	97	14	17	18	17	22	88
直接業務費	4	0	0	0	0	0	0
管理業務費	27	3	6	6	2	4	22
人件費	65	10	11	12	14	18	66
計	142,150	14	17	15,528	67,230	68,308	151,097

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【法人単位】

別紙2 収支計画

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
収益の部							
政府事業交付金収入	5,599	1,199	1,051	749	985	670	4,654
政府補給金収入	14	2	1	-	-	-	3
事業収入	32,700	7,012	7,084	6,189	6,150	5,649	32,083
財務収益	4,022	910	831	625	543	467	3,377
引当金等戻入	28	2,032	1,047	301	811	849	5,040
雑益	21	7	5	4	13	2	31
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	412	493	3,673	3	2	4,582
当期総損失	3,902	-	-	-	-	-	-
計	46,285	11,574	10,512	11,541	8,505	7,639	49,770
費用の部							
政府事業交付金繰入	-	-	-	12	14	10	36
事業費	32,479	3,813	4,022	3,322	3,369	3,012	17,538
一般管理費	10,450	1,611	1,717	1,645	1,651	1,588	8,213
直接業務費	2,249	135	125	67	89	77	492
管理業務費	1,413	250	355	420	405	360	1,790
人件費	6,788	1,226	1,237	1,159	1,158	1,150	5,930
減価償却費	284	80	102	104	102	96	485
財務費用	180	2	1	1	9	3	16
引当金等繰入	2,892	496	670	5,549	257	43	7,016
臨時損失	-	1	0	7	0	10	17
固定資産除却損	-	1	0	2	0	0	3
固定資産減損損失	-	-	-	3	-	9	12
有価証券売却損	-	-	-	1	-	-	1
当期総利益	-	5,571	3,999	900	3,104	2,876	16,450
計	46,285	11,574	10,512	11,541	8,505	7,639	49,770

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【農業信用保険勘定】

別紙2 収支計画

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
収益の部							
政府事業交付金収入	695	37	49	11	10	9	117
政府補給金収入	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	24,435	5,244	5,431	4,506	4,495	4,202	23,878
財務収益	1,513	352	307	246	213	191	1,310
引当金等戻入	-	388	636	181	353	344	1,902
雑益	16	3	3	3	11	0	20
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	3,080	-	-	3,080
当期総損失	1,913	-	-	-	-	-	-
計	28,572	6,024	6,426	8,027	5,082	4,747	30,307
費用の部							
政府事業交付金繰入	-	-	-	12	14	10	36
事業費	23,138	2,497	2,492	2,281	2,408	2,179	11,857
一般管理費	5,262	666	715	678	737	706	3,502
直接業務費	1,930	94	88	44	53	50	330
管理業務費	617	98	140	171	204	173	787
人件費	2,715	474	487	462	480	482	2,385
減価償却費	171	56	63	58	51	42	271
財務費用	0	0	0	-	-	-	0
引当金等繰入	-	-	-	4,996	257	32	5,285
臨時損失	-	0	0	2	0	0	2
固定資産除却損	-	0	0	1	0	0	1
固定資産減損損失	-	-	-	1	-	-	1
有価証券売却損	-	-	-	-	-	-	-
当期総利益	-	2,805	3,156	-	1,614	1,779	9,354
計	28,572	6,024	6,426	8,027	5,082	4,747	30,307

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【林業信用保証勘定】

別紙2 収支計画

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
収益の部							
政府事業交付金収入	1,651	66	245	130	77	75	592
政府補給金収入	14	2	1	-	-	-	3
事業収入	1,681	332	362	296	349	306	1,645
財務収益	1,027	250	225	166	135	118	894
引当金等戻入	28	-	-	-	362	413	775
雑益	5	3	0	1	2	2	8
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	408	483	582	-	-	1,473
当期総損失	1,619	-	-	-	-	-	-
計	6,024	1,062	1,316	1,175	924	913	5,391
費用の部							
政府事業交付金繰入	-	-	-	-	-	-	-
事業費	135	10	34	77	28	168	316
一般管理費	2,911	542	604	564	540	498	2,747
直接業務費	115	21	13	10	11	15	69
管理業務費	453	89	127	146	125	109	597
人件費	2,343	431	464	407	405	375	2,081
減価償却費	72	13	21	23	26	34	117
財務費用	14	2	1	0	-	-	3
引当金等繰入	2,892	495	656	510	-	-	1,661
臨時損失	-	0	0	2	0	9	12
固定資産除却損	-	0	0	1	0	0	1
固定資産減損損失	-	-	-	1	-	9	11
有価証券売却損	-	-	-	-	-	-	-
当期総利益	-	-	-	-	331	203	534
計	6,024	1,062	1,316	1,175	924	913	5,391

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【漁業信用保険勘定】

別紙2 収支計画

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
収益の部							
政府事業交付金収入	3,253	1,096	757	608	898	586	3,945
政府補給金収入	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	6,212	1,436	1,289	1,382	1,239	1,076	6,422
財務収益	1,388	282	279	194	175	137	1,068
引当金等戻入	-	1,644	411	120	96	91	2,362
雑益	0	-	2	0	1	0	3
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-
当期総損失	479	-	-	-	-	-	-
計	11,332	4,458	2,738	2,304	2,409	1,890	13,799
費用の部							
政府事業交付金繰入	-	-	-	-	-	-	-
事業費	9,205	1,306	1,496	964	933	665	5,364
一般管理費	2,088	381	368	372	346	349	1,815
直接業務費	180	19	22	12	25	12	91
管理業務費	286	57	80	94	72	72	375
人件費	1,622	305	266	266	249	265	1,350
減価償却費	39	11	17	22	23	20	93
財務費用	0	0	0	-	-	-	0
引当金等繰入	-	-	14	44	-	11	69
臨時損失	-	0	0	2	0	0	2
固定資産除却損	-	0	0	1	0	0	1
固定資産減損損失	-	-	-	1	-	-	1
有価証券売却損	-	-	-	-	-	-	-
当期総利益	-	2,761	843	900	1,107	845	6,455
計	11,332	4,458	2,738	2,304	2,409	1,890	13,799

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【農業保険関係勘定】

別紙2 収支計画

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
収益の部							
政府事業交付金収入	-	-	-	-	-	-	-
政府補給金収入	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	261	0	1	0	-	1	2
財務収益	64	19	14	14	14	16	77
引当金等戻入	-	-	-	-	-	-	-
雑益	-	-	-	0	0	0	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	1	3	2	5
当期総損失	-	-	-	-	-	-	-
計	325	20	15	14	17	18	84
費用の部							
政府事業交付金繰入	-	-	-	-	-	-	-
事業費	0	-	-	-	-	-	-
一般管理費	101	14	14	13	16	18	75
直接業務費	20	1	1	0	0	0	2
管理業務費	31	2	3	3	3	4	15
人件費	50	11	10	9	14	14	59
減価償却費	1	0	0	0	0	0	2
財務費用	138	0	0	0	-	-	0
引当金等繰入	-	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	-	0	1	0	0	2
固定資産除却損	-	-	0	0	0	0	0
固定資産減損損失	-	-	-	0	-	-	0
有価証券売却損	-	-	-	1	-	-	1
当期総利益	85	6	0	-	-	-	6
計	325	20	15	14	17	18	84

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【漁業災害補償関係勘定】

別紙2 収支計画

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
収益の部							
政府事業交付金収入	-	-	-	-	-	-	-
政府補給金収入	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	111	-	-	5	68	65	137
財務収益	30	6	6	6	6	6	29
引当金等戻入	-	-	-	-	-	0	0
雑益	0	-	-	0	0	0	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	4	10	10	-	-	24
当期総損失	-	-	-	-	-	-	-
計	142	10	16	20	73	71	190
費用の部							
政府事業交付金繰入	-	-	-	-	-	-	-
事業費	0	-	-	-	-	-	-
一般管理費	88	9	16	19	12	17	73
直接業務費	4	0	0	0	0	0	0
管理業務費	26	3	4	5	2	3	17
人件費	57	6	11	15	10	14	56
減価償却費	1	0	0	0	0	0	2
財務費用	28	0	0	1	9	3	13
引当金等繰入	-	1	-	-	-	-	1
臨時損失	-	0	0	0	0	0	0
固定資産除却損	-	0	0	0	0	0	0
固定資産減損損失	-	-	-	0	-	-	0
有価証券売却損	-	-	-	-	-	-	-
当期総利益	24	-	-	-	52	49	101
計	142	10	16	20	73	71	190

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【法人単位】

別紙3 資金計画

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
資金収入							
業務活動による収入	746,088	50,812	48,397	53,091	56,035	74,658	282,993
投資活動による収入	27	0	1	20	0	2	23
財務活動による収入	431,921	58	117	10,533	57,152	36,783	104,643
前年度からの繰越金	158,427	160,104	162,016	163,620	164,519	168,913	819,172
計	1,336,463	210,974	210,531	227,264	277,706	280,357	1,206,831
資金支出							
業務活動による支出	742,033	48,346	44,727	51,956	56,403	61,031	262,463
投資活動による支出	126	71	110	123	109	56	470
財務活動による支出	444,230	541	2,074	10,666	52,280	47,180	112,741
翌年度への繰越金	150,074	162,016	163,620	164,519	168,913	172,089	831,157
計	1,336,463	210,974	210,531	227,264	277,706	280,357	1,206,831

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【農業信用保険勘定】

別紙3 資金計画

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
資金収入							
業務活動による収入	128,438	24,203	24,263	23,368	23,337	23,022	118,192
投資活動による収入	-	-	-	2	-	-	2
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	55,974	57,092	58,644	60,828	62,307	63,891	302,762
計	184,412	81,295	82,907	84,198	85,643	86,913	420,956
資金支出							
業務活動による支出	130,786	22,643	22,078	21,844	21,722	21,531	109,818
投資活動による支出	54	3	1	47	31	33	114
財務活動による支出	-	4	-	-	-	-	4
翌年度への繰越金	53,572	58,644	60,828	62,307	63,891	65,349	311,020
計	184,412	81,295	82,907	84,198	85,643	86,913	420,956

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【林業信用保証勘定】

別紙3 資金計画

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
資金収入							
業務活動による収入	57,331	7,744	7,795	8,988	8,463	8,357	41,346
投資活動による収入	4	0	1	11	0	0	12
財務活動による収入	900	46	106	72	13	9	246
前年度からの繰越金	41,914	41,879	41,507	39,769	42,057	43,987	209,198
計	100,148	49,670	49,408	48,839	50,534	52,353	250,803
資金支出							
業務活動による支出	57,635	7,592	7,487	6,669	6,432	6,516	34,696
投資活動による支出	64	35	79	42	78	14	248
財務活動による支出	4,000	537	2,074	70	37	49	2,766
翌年度への繰越金	38,449	41,507	39,769	42,057	43,987	45,773	213,092
計	100,148	49,670	49,408	48,839	50,534	52,353	250,803

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【漁業信用保険勘定】

別紙3 資金計画

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
資金収入							
業務活動による収入	87,229	18,475	14,987	19,051	14,074	11,743	78,331
投資活動による収入	22	-	-	7	0	2	8
財務活動による収入	1	11	12	11	9	11	53
前年度からの繰越金	51,637	51,578	52,343	53,183	55,262	56,097	268,463
計	138,888	70,064	67,342	72,252	69,345	67,853	346,856
資金支出							
業務活動による支出	79,786	17,689	14,129	11,614	9,384	11,290	64,106
投資活動による支出	5	32	30	30	-	9	101
財務活動による支出	9,210	-	-	5,346	3,863	-	9,210
翌年度への繰越金	49,887	52,343	53,183	55,262	56,097	56,553	273,439
計	138,888	70,064	67,342	72,252	69,345	67,853	346,856

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【農業保険関係勘定】

別紙3 資金計画

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
資金収入							
業務活動による収入	386,949	384	1,346	1,503	14	15	3,263
投資活動による収入	1	-	-	0	-	-	0
財務活動による収入	374,996	1	-	50	-	-	51
前年度からの繰越金	2,899	3,548	3,526	3,856	3,854	3,853	18,638
計	764,844	3,933	4,872	5,409	3,868	3,869	21,951
資金支出							
業務活動による支出	387,699	406	1,016	1,502	15	517	3,457
投資活動による支出	2	1	0	2	-	0	4
財務活動による支出	374,995	-	-	50	-	-	50
翌年度への繰越金	2,148	3,526	3,856	3,854	3,853	3,351	18,440
計	764,844	3,933	4,872	5,409	3,868	3,869	21,951

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等(平成30年度～令和4年度)【漁業災害補償関係勘定】

別紙3 資金計画

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
資金収入							
業務活動による収入	86,142	6	6	181	10,147	31,521	41,861
投資活動による収入	-	-	-	1	-	-	1
財務活動による収入	56,025	-	-	10,400	57,130	36,763	104,293
前年度からの繰越金	6,005	6,007	5,996	5,985	1,039	1,085	20,111
計	148,171	6,013	6,002	16,567	68,316	69,369	166,266
資金支出							
業務活動による支出	86,127	16	17	10,327	18,850	21,176	50,387
投資活動による支出	1	0	0	1	-	0	2
財務活動による支出	56,025	-	-	5,200	48,380	47,131	100,711
翌年度への繰越金	6,018	5,996	5,985	1,039	1,085	1,061	15,166
計	148,171	6,013	6,002	16,567	68,316	69,369	166,266

(注)単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

業務収支(平成30年度～令和4年度)【法人単位】

別紙4 業務収支

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
政府事業交付金収入	5,335	1,199	998	697	933	617	4,444
事業収入	33,873	7,215	7,231	6,420	6,197	5,743	32,805
保険料収入	16,752	3,576	3,475	3,335	3,140	2,975	16,501
回収金収入	13,860	3,078	3,281	2,567	2,659	2,305	13,889
返還保険金収入	-	-	8	-	-	-	8
保証料収入	1,482	279	309	301	257	240	1,387
求償権回収収入	1,410	281	157	217	134	142	932
貸付金利息収入	369	1	1	0	7	80	88
収益合計	39,208	8,414	8,229	7,117	7,130	6,360	37,249
政府事業交付金繰入	-	-	-	12	14	10	36
事業費	36,215	4,223	4,586	3,260	2,903	2,540	17,512
保険金	31,492	3,541	3,800	2,693	2,613	2,156	14,803
保険料払戻金	137	31	33	34	31	25	154
回収金払戻金	-	-	0	0	-	-	0
代位弁済費	4,030	525	642	419	116	260	1,962
国庫納付金	556	125	112	114	143	99	593
財務費用							
支払利息	166	-	-	1	9	3	13
費用合計	36,381	4,223	4,586	3,273	2,926	2,553	17,561
収支差	2,827	4,191	3,643	3,844	4,204	3,807	19,688

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

業務収支(平成30年度～令和4年度)【農業信用保険勘定】

別紙4 業務収支

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
政府事業交付金収入	695	37	49	11	10	9	117
事業収入	24,424	5,235	5,453	4,521	4,545	4,213	23,968
保険料収入	13,318	2,840	2,764	2,610	2,448	2,350	13,013
回収金収入	11,106	2,395	2,681	1,911	2,097	1,863	10,947
返還保険金収入	-	-	8	-	-	-	8
保証料収入	-	-	-	-	-	-	-
求償権回収収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	-	-	-	-	-	-	-
収益合計	25,119	5,272	5,502	4,532	4,555	4,223	24,085
政府事業交付金繰入	-	-	-	12	14	10	36
事業費	22,999	2,394	2,464	2,002	1,934	1,761	10,555
保険金	22,999	2,394	2,464	2,001	1,934	1,761	10,554
保険料払戻金	-	-	-	1	-	-	1
回収金払戻金	-	-	0	-	-	-	0
代位弁済費	-	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	-	-	-	-	-	-	-
財務費用							
支払利息	-	-	-	-	-	-	-
費用合計	22,999	2,394	2,464	2,014	1,949	1,771	10,591
収支差	2,120	2,878	3,038	2,518	2,607	2,452	13,493

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

業務収支(平成30年度～令和4年度)【林業信用保証勘定】

別紙4 業務収支

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
政府事業交付金収入	1,387	66	192	78	24	22	382
事業収入	2,892	561	467	518	391	382	2,319
保険料収入	-	-	-	-	-	-	-
回収金収入	-	-	-	-	-	-	-
返還保険金収入	-	-	-	-	-	-	-
保証料収入	1,482	279	309	301	257	240	1,387
求償権回収収入	1,410	281	157	217	134	142	932
貸付金利息収入	-	-	-	-	-	-	-
収益合計	4,279	626	659	595	416	405	2,701
政府事業交付金繰入	-	-	-	-	-	-	-
事業費	4,030	525	642	419	116	260	1,962
保険金	-	-	-	-	-	-	-
保険料払戻金	-	-	-	-	-	-	-
回収金払戻金	-	-	-	-	-	-	-
代位弁済費	4,030	525	642	419	116	260	1,962
国庫納付金	-	-	-	-	-	-	-
財務費用							
支払利息	-	-	-	-	-	-	-
費用合計	4,030	525	642	419	116	260	1,962
収支差	249	101	16	177	300	145	739

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

業務収支(平成30年度～令和4年度)【漁業信用保険勘定】

別紙4 業務収支

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
政府事業交付金収入	3,253	1,096	757	608	898	586	3,945
事業収入	6,188	1,418	1,310	1,381	1,253	1,067	6,430
保険料収入	3,434	736	710	725	692	625	3,488
回収金収入	2,754	683	600	656	562	442	2,942
返還保険金収入	-	-	-	-	-	-	-
保証料収入	-	-	-	-	-	-	-
求償権回収収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	-	-	-	-	-	-	-
収益合計	9,442	2,514	2,067	1,989	2,152	1,653	10,376
政府事業交付金繰入	-	-	-	-	-	-	-
事業費	9,186	1,304	1,480	839	853	519	4,996
保険金	8,493	1,147	1,336	692	679	395	4,249
保険料払戻金	137	31	33	34	31	25	154
回収金払戻金	-	-	-	0	-	-	0
代位弁済費	-	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	556	125	112	114	143	99	593
財務費用							
支払利息	-	-	-	-	-	-	-
費用合計	9,186	1,304	1,480	839	853	519	4,996
収支差	256	1,210	587	1,150	1,299	1,134	5,380

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

業務収支(平成30年度～令和4年度)【農業保険関係勘定】

別紙4 業務収支

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
政府事業交付金収入	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	258	1	1	0	-	-	2
保険料収入	-	-	-	-	-	-	-
回収金収入	-	-	-	-	-	-	-
返還保険金収入	-	-	-	-	-	-	-
保証料収入	-	-	-	-	-	-	-
求償権回収収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	258	1	1	0	-	-	2
収益合計	258	1	1	0	-	-	2
政府事業交付金繰入	-	-	-	-	-	-	-
事業費	-	-	-	-	-	-	-
保険金	-	-	-	-	-	-	-
保険料払戻金	-	-	-	-	-	-	-
回収金払戻金	-	-	-	-	-	-	-
代位弁済費	-	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	-	-	-	-	-	-	-
財務費用							
支払利息	138	-	-	0	-	-	0
費用合計	138	-	-	0	-	-	0
収支差	120	1	1	0	-	-	2

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

業務収支(平成30年度～令和4年度)【漁業災害補償関係勘定】

別紙4 業務収支

(単位：百万円)

区分	計画額	30年度 (実績額)	元年度 (実績額)	2年度 (実績額)	3年度 (実績額)	4年度 (実績額)	30年度～4年度 合計
政府事業交付金収入	-	-	-	-	-	-	-
事業収入	111	-	-	-	7	80	87
保険料収入	-	-	-	-	-	-	-
回収金収入	-	-	-	-	-	-	-
返還保険金収入	-	-	-	-	-	-	-
保証料収入	-	-	-	-	-	-	-
求償権回収収入	-	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	111	-	-	-	7	80	87
収益合計	111	-	-	-	7	80	87
政府事業交付金繰入	-	-	-	-	-	-	-
事業費	-	-	-	-	-	-	-
保険金	-	-	-	-	-	-	-
保険料払戻金	-	-	-	-	-	-	-
回収金払戻金	-	-	-	-	-	-	-
代位弁済費	-	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	-	-	-	-	-	-	-
財務費用							
支払利息	28	-	-	1	9	3	13
費用合計	28	-	-	1	9	3	13
収支差	83	-	-	△1	△2	76	74

(注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。